

福智町告示第129号

令和6年第3回福智町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年8月27日

福智町長 黒土 孝司

1 期 日 令和6年9月4日

2 場 所 福智町議会議事堂

○開会日に応招した議員

浦田 大介君

森野 和彦君

田寄みゆり君

石谷 光信君

橋本 騰馬君

尾崎さつき君

小松 繁信君

木戸 勝正君

朝部 壽君

楠木 静則君

堀江 政洋君

沼口 富生君

高津 鶴己君

木村 幸治君

日比生洋一君

矢野 博文君

原田 幸美君

皆川 高司君

○応招しなかった議員

なし

議事日程 (第1号)

令和6年9月4日 午前8時59分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第3号 町営住宅明渡請求に係る訴えの提起について
- 日程第5 報告第4号 令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等(4指標)の算定結果報告書について
- 日程第6 認定第1号 令和5年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 発委第1号 令和5年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算特別委員会設置及び委員の選任について
- 日程第8 議案第36号 福智町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第37号 福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第38号 福智町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第39号 福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第40号 福智町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第41号 令和6年度福智町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第42号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第43号 令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第44号 物品売買契約の締結について
- 日程第17 議案第45号 福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第18 請願第46号 福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 請願第47号 福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第20 請願第48号 田川郡町村公平委員会委員の選任について
- 日程第21 請願第49号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 請願第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第3号 町営住宅明渡請求に係る訴えの提起について
- 日程第5 報告第4号 令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等（4指標）の算定結果報告書について
- 日程第6 認定第1号 令和5年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 発委第1号 令和5年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算特別委員会設置及び委員の選任について
- 日程第8 議案第36号 福智町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第37号 福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第38号 福智町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第39号 福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第40号 福智町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第41号 令和6年度福智町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第42号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第43号 令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第44号 物品売買契約の締結について
- 日程第17 議案第45号 福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第18 請願第46号 福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第19 請願第47号 福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第20 請願第48号 田川郡町村公平委員会委員の選任について
 日程第21 請願第49号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第23 請願第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2025年度
 政府予算に係る意見書採択の請願について

出席議員（18名）

1番 浦田 大介君	2番 森野 和彦君
3番 田寄みゆり君	4番 石谷 光信君
5番 橋本 騰馬君	6番 尾崎さつき君
7番 小松 繁信君	8番 木戸 勝正君
9番 朝部 壽君	10番 楠木 静則君
11番 堀江 政洋君	12番 沼口 富生君
13番 高津 鶴己君	14番 木村 幸治君
15番 日比生洋一君	16番 矢野 博文君
17番 原田 幸美君	18番 皆川 高司君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	森 めぐみ	係長	秀島 慎一
書記	松井 健太		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	副町長	竹下 靖
教育長	朝部 英晴	会計管理者兼出納室長	森野 道正
総務課長	長野 士郎	まちづくり総合政策課長	木村貴代美
税務住民課長	仲村 和宏	高齢障がい福祉課長	若林 友克
人権推進課長	福高 教晃	健康子育て支援課長	小松 卓美

建設課長	仲村 芳久	農政課長	白石 輝彦
住宅課長	八代 賢一	診療所事務長	守田裕一郎
学校教育課長	田中 智和	生涯学習課長	澤井 秀孝
防災管理・管財課長	山本 一博			

午前8時59分開会

○議長（皆川 高司君） おはようございます。開会前でございますがクールビズを10月末まで実施することになっていますが、本会議議事堂におきましてはネクタイ、上着着用の正装でお願いいたします。なお委員会等におきましてはネクタイ、上着の着用はしなくてよいことしております。またマスクを着用している方は発言時にはマスクを取って発言してください。執行部も議会と同じ対応をされるようお願いいたします。また発言時はマイクの赤いランプがついた後に発言を行ってくださいますようよろしくお願いいたします。それではただいまより令和6年第3回福智町議会定例会を開会いたします。議員の出席状況を報告いたします。日比生議員が都合上遅れてくるとの連絡が入っております。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。それでは町長挨拶をお願いします。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） おはようございます。本日は令和6年第3回福智町議会定例会の招集にあたり御多用の中、御参集くださいまして誠にありがとうございます。まずは先日の台風10号の上陸で倒木やカーブミラーの倒壊など、様々な災害が福智町でも発生し、現在災害の全容と復旧に伴う費用につきまして、取りまとめを行っているところでございます。その費用につきましては本定例会本会議最終日の追加議案、福智町一般会計補正予算第3号として、上程したいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては御理解をお願い申し上げます。次に平成筑豊鉄道についてでございますが、連日新聞等で報道はなされているとおり、既存設備の老朽化や利用者減少などの理由により経営状況は厳しさを増しているところでございます。こうした状況を踏まえ、平成筑豊鉄道の今後の在り方などについて、平成筑豊鉄道と福岡県沿線市町村で協議を進めてきたところでございますが、このたびその内容や方向性などを議長の許可をいただきまして、本定例会最終日の本会議終了後に、議員の皆様にご報告させていただく予定にしておりますので、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。なお本件につきましては、県及び沿線9市町村、協議の上合意した統一見解を示すことを原則としております。そのため本定例会、本町としての単独の意見を述べることは差し控えたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。今回、提出議案は報告が2件、認定が1件、議案第36号から議案第49号までの14議案でございます。議案の内容は条例の一部改正が5件、令和6年度補正予算が3件、物品売買契約の締結が1件、福智町固定資産評価審査委員会委員の選任についてが3件、田川郡町村

公平委員会委員の選任についてが1件、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることが1件でございます。詳しいことにつきましてはその都度、御説明申し上げますので慎重なる御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりであります。議事日程につきましては去る8月27日に開催されました議会運営委員会の答申によるものです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日定例会の会議録の署名議員は、10番楠木議員、11番堀江議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（皆川 高司君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

第3回定例会の会期は、9月4日から9月17日までの14日間としたいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、第3回定例会の会期は本日から9月17日までの14日間と決定しました。一般質問通告書は9月6日金曜日、午後5時までとなっております。お間違いのないよう、お願いします。事前に通告が分かるものは、早めに提出をお願いします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（皆川 高司君） 日程第3、諸般の報告。まずは議長報告ですが私が出席した会議等につきまして回覧をもちまして報告とさせていただきます。次は町長報告を黒土町長。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） それでは、報告をさせていただきます。報告は3件でございます。1つ目は来年4月以降のごみ処理業務についてでございます。令和7年4月から田川地区8市町村共同でごみ処理に関する事務を行うには規約を定める必要があり、そのために必要な関係議案については福岡県知事への許可申請などを考慮し、田川地区全8市町村が9月議会に上程し承認を求める様、田川地区広域環境衛生施設組合設立準備室から要請されております。また8市町村が上程する関係議案のうち、1つの議案でも承認されない場合は来年4月以降のごみ処理が出来なくなると説明を受けております。このため8月27日の福智町議会運営委員会までに議案を提出するための準備を進めておりましたが、糸田町を含めた調整が整わずやむを得ず追加議案での上程を目指し、申入れを行ったところでございます。なお、議長の許可をいただきまして本日の本会議終了後に議員の皆様を上程する6つの議案説明を、させていただきますが、現在、大任町に建

設しております新ごみ処理場につきましては、間もなく完成し11月に火入れ式を行う予定であると報告を受けておりますので、事情を御賢察いただき、御理解と御承認をお願いいたします。また粗大ごみの回収については、施設閉鎖に当たり3月中に収集を終える必要があることから、来年2月から4月の回収時期を1月の2週目から3月の1週目に変更し、その期間に町内全区域の粗大ごみ回収を各地区2回ずつ行うことで組合と調整しております。このことは年末年始のごみ収集スケジュールとあわせて、11月広報などでお知らせし、また、ごみの分別を詳細に掲載した冊子を田川地区広域環境衛生施設組合設立準備室で、作成するとともに福智町でポスターを作成し、来年度末までに全戸に配布する予定でございます。町民の皆様におかれましては広報紙、ホームページ、福智町公式LINEで御確認いただきますようお願い申し上げます。続きまして、2つ目は、ふくーるバスについてでございます。昨年10月よりAIオンデマンドバス、ふくーるバスの本格運行を行っておりますが、先月25日に福井県で行われた第19回日本モビリティマネジメント会議において、この事業の地域特性を踏まえた先進的な取組が高く評価され、プロジェクト賞を受賞いたしました。これも議員の皆様のお理解と御協力のたまものと、この場をおかりして心より感謝申し上げます。本年度もバス利用者の利便性向上を図るため、国の助成金制度を活用した、スマートフォンで簡単に要約できるシステムを行っており、来年2月からの実装に向けて取組を進めています。議員の皆様におかれましては、地域住民の皆様にとって貴重な交通手段であるふくーるバスの利用拡大に向け、引き続き御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。最後の3つ目は、方城診療所長の退任についてでございます。現在、方城診療所所長として勤務している小川雅克先生につきましては、このたび一身上の都合により9月末をもって退任されることとなりました。小川先生は平成24年にコスモ診療所に入職し、12年間小児科専門員として職務に当たり、またコスモ診療所長と方城診療所長を歴任し福智町の地域医療の発展に寄与していただきました。今後も現在の医療体制を切れ目なく引き継ぐために後任の所長といたしまして、熊本県荒尾市有明医療センターの小児科部長である。藤井績氏をお迎えし10月より新たな体制で臨むこととなりました。これからも町民の皆様安心して受診いただける地域に根差した診療所となるよう今後も努めてまいります。以上をもちまして報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は各常任委員会報告ですが、令和6年第2回定例会以降、各常任委員会は開催されていませんので報告はありません。次は一部事務組合議会報告ですが、令和6年第2回定例会以降、開催された議会のみ報告していただきます。まずは、田川地区斎場組合議会報告を矢野議員。はい矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 皆さんおはようございます。田川地区斎場組合議会の報告をいたします。令和6年第2回田川地区斎場組合会議が、令和6年8月26日に開催されましたので報告します。議事として、令和5年度田川地区斎場組合歳入歳出決算の認定及び令和6年度田川

地区斎場組合一般会計補正予算第1号について審議をし、いずれも原案のとおり承認、可決されました。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は、下田川清掃施設組合議会報告を小松議員。はい、小松議員。

○議員（7番 小松 繁信君） おはようございます。下田川清掃施設組合議会の報告をいたします。令和6年第2回下田川清掃施設組合議会定例会が、令和6年7月31日に開催されましたので報告いたします。議題として令和5年度下田川清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定及び、令和6年度下田川清掃施設組合一般会計補正予算第1号について審議され、いずれも原案どおり承認可決されました。なお、議決結果につきましては必要に応じ税務住民課にて参照願います。以上報告いたします。

○議長（皆川 高司君） 次は、田川郡東部環境衛生施設組合議会報告を石谷議員。はい。石谷議員。

○議員（4番 石谷 光信君） おはようございます。田川郡東部環境衛生施設組合議会の報告をいたします。令和6年田川郡東部環境衛生施設組合議会、第2回臨時会が、令和6年6月27日に田川地区クリーンセンターで開催されましたので報告します。議案としては、1つ訴えの提起について、2つ田川郡東部環境衛生施設組合公告式条例の一部を改正する条例について。3つ令和6年度田川郡東部環境衛生施設組合一般会計補正予算第1号を定めることについて、4つ発議令和4年7月11日付で田川郡東部環境衛生施設組合及び、同組合議会が田川市議会議員3名に発出した文書に対する、当該議員らの主張の真意等の究明に関する調査特別委員会の調査経緯に関する決議について、5つ令和6年度田川郡東部環境衛生施設組合一般会計補正予算第2号を定めることについてを審議し、いずれも可決されました。訴えの提起については昨年10月23日に開催された当組合第4回臨時会において、令和5年9月に作成し田川地区内の各住民世帯に配布されたパンフレット代金等に関する関係市町村分担金が承認されたにもかかわらず、田川市は本組合の分担金請求の支払いに応じず、収入未済額が生じたため分担金の支払いを求める訴えを提起するものです。なお、詳細につきましては東部環境衛生施設組合事務局にお問合せください。以上報告します。

○議長（皆川 高司君） 次は田川広域水道企業団議会報告を橋本議員。はい、橋本議員。

○議員（5番 橋本 騰馬君） 報告します。田川広域水道企業団議会報告をいたします。令和6年第2回田川広域水道企業団8月臨時議会を令和6年8月21日に午後2時より田川広域水道企業団において開催されました。議案としましては、令和6年度田川広域水道企業団水道事業会計補正予算第1号が1件、田川広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてが1件、田川広域水道企業団職員の定年等に関する条例の制定についてが1件、田川広域水道企業団職員の育児休暇等に関する条例の制定が1件、田川広域水道企業団退職手当審査会条

例の制定についてが1件、原案のとおり可決されました。報告事項として、令和5年度田川広域水道企業団水道事業会計予算繰越し計算書の債権の放棄について、また水道広域化に係る事業計画の変更についての報告がありました。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 以上で一部事務組合議会報告を終わります。次は福岡県介護保険広域連合議会報告を田寄議員。はい。田寄委員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 福岡県介護保険広域連合議会の報告をいたします。令和6年8月1日に、令和6年福岡県介護保険広域連合議会第2回定例会が開催されました。議事案件としては、福岡県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定は1件、令和5年度歳入歳出決算に関する認定が2件について審議されました。介護保険事業については使われず残った予算を、保険料の引下げや他の事業に使う工夫が出来なかったのかという質問などが出ましたが、最終的にはいずれも承認、認定されました。詳しい内容、会議録等については、福岡県介護保険広域連合より、高齢障害福祉課へ記録が送付されますので、必要に応じてそちらをご覧ください。以上で終わります

○議長（皆川 高司君） 次は、監査報告を楠木監査委員。はい、楠木監査委員。

○議員（10番 楠木 静則君） おはようございます。監査報告をいたします。例月出納検査及び財務監査を6月25日、7月25日、8月25日実施しました。出納検査をした結果、預金通帳、日計表残高は符合していました。次に財務監査ですが各会計関係書類並びに帳簿を監査した結果、事務処理、事業の執行は適正に処理されていました。続いて事務監査報告ですが今年度より各課等から提出された事務事業報告に基づき、8月までに全ての課について監査を実施しました。文書事務監査ほか、一般会計予算に計上されている負担金補助金及び交付金については、各課より詳細に徴収しています。監査の結果、文章はきちんと整理されていました。以上で監査報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は、特別委員会報告ですが令和6年第2回定例会以降、開催された特別委員会のみ報告していただきます。まずは福智町議会広報特別委員会報告を朝部委員長。はい、朝部委員長。

○議員（9番 朝部 壽君） それでは広報特別委員会報告をいたします。6月定例会以降、6月12日それから7月1日、7月8日、7月24日、最後に7月30日に委員会を開催し、議会だより57号の発行に向けて作業を行い、今月の発行となっております。どうぞ皆さんご一読いただきたいと思います。これで報告を終わります

○議長（皆川 高司君） 次は土地活用特別委員会報告を矢野委員長。はい、矢野委員長。

○議員（16番 矢野 博文君） 土地活用特別委員会報告をいたします。令和6年8月27日に第4回土地活用特別委員会を開催しました。案件としては福智町と社会福祉法人との土地賃貸借

契約に伴う状況について、執行部より顧問弁護士に相談してもらい、契約状況及び土地鑑定価格の説明を受けております。この件については今後も継続して審査を行いますので、よろしくお願い致します。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は、議員定数削減特別委員会報告を木戸副委員長。はい、木戸副委員長。

○議員（8番 木戸 勝正君） おはようございます。議員定数削減特別委員会の報告をいたします。8月6日に第3回福智町議員定数削減特別委員会を開催し、議員定数について協議を行いました。議員定数については削減することに決定いたしました。削減する人数については本日、定例会終了後に、第4回福智町議員定数削減特別委員会を開催し協議をいたします。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 以上で諸般の報告を終わります。議案審議に入る前に皆様にお諮りします。定例会の審議方法につきましては、本会議で審議を行うもの、委員会に付託して審議を行うものを1議案ごと会議に諮り、議事を進めてまいりたいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。なお、本会議審議の議案及び委員会付託審査の議案の討論、採決については、最終日の本会議で行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、討論採決については、最終日の本会議で行うことで議事進行をさせていただきます。

日程第4. 報告第3号 町営住宅明渡し請求に係る訴えの提起について

○議長（皆川 高司君） 日程第4、報告第3号、町営住宅明渡し請求に係る訴えの提起について議題とします。報告を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 報告第3号につきましては、町営住宅明渡し請求に係る訴えの提起についてでございます。内容としましては、町営住宅明渡し請求に係る訴えの提起をすることについて、地方自治法第180条第1項及び福智町債権管理条例第9条第1項の規定により、7月2日付けで専決処分したものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げ、本定例会での報告とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を八代住宅課長に求めます。はい、住宅課長。

○住宅課長（八代 賢一君） それでは、専決第9号について次のページから御参照ください。専決処分。町営住宅明渡しに係る訴えの提起することについて、地方自治法第180条1項及び福智町債権管理条例、第9条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。次のページをお開き

ください。番号1から7までの7件の方について訴えの提起について専決処分をしたものです。詳細についてはご覧ください。まず1要旨につきまして、相手方は町営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる督促及び催告にもかかわらず、家賃を納付しなかったため、町営住宅の明渡しを求めるもの。2趣旨(1)相手方に対し町営住宅の明渡しを求めるもの、(2)相手方に対し滞納家賃の支払いを求めるもの、(3)相手方に対し提訴費用の負担を求めるもの。3訴訟遂行の方針(1)相手方から家賃滞納を完納する旨の申入れがあり、かつその履行が見込まれる場合は和解するものとする。(2)第1審、または第2審の判決の結果、必要と認めた場合は上訴するものとする。ということで7名の者に対して専決処分を行ったものです。この経緯につきましては町の顧問弁護士と相談し、5月7日付で34名の者に対し、解除予告通知を発送しております。その発送の要件といたしましては弁護士と協議した結果、入居中で20万以上、もしくは累積20か月以上の滞納があり、これまでに督促や催告を送付するも、支払い状況が改善されていない方を対象としております。その結果8月26日までに分納誓約を行い一部納付を行ったものが、19名で、153万5,370円、それと、一括納付を行った方が3名おります。その3名の方の納付が、146万飛び100円でございます。それから2名の方がそのまま退去をしております。残る、第11次裁判で7名の方の専決処分を行ったものであります。そして最後に残る3名の方は第12次裁判を予定しております。以上でございます。

○議長(皆川 高司君) 報告が終わりました。ただいまの報告第3号について質疑はありませんか。はい、木戸議員。

○議員(8番 木戸 勝正君) 現在ですね悪質滞納者は7人おりますが、どういう徴収のやり方をやっておりますかね、悪質な滞納者に対して徴収のやり方、そしてまた滞納額と収入額を、何%の滞納があるか聞きたい。

○議長(皆川 高司君) はい、住宅課長。

○住宅課長(八代 賢一君) はい、すいません。今ただいまちょっと手元には詳細の滞納額はありますが、今回の訴訟につきましては、条件を定めております先ほども申しましたとおり、顧問弁護士と相談した中で、20万以上の滞納、もしくは累積20か月以上という条件に絞り込んで、住宅明渡しのですね解除通知を発送しております。まず34名ですね、去年まではもっと数が少なかったんですけども、今年は対象枠をかなり広げていっております。それに伴いまして、一部納付とか、分納誓約、応じて納付した方もいらっしゃるし、3名の方につきましては、全額納付を行っております。そして、この専決処分を行った後に実際裁判の通知が届いてるんですけども7名の方に対しては、その中から、昨日1名の方が和解に応じてそれなりの金額を全額納付をされておりますのでその方につきましては、ちょっと和解という形でちょっと裁判から外すような形になろうかなというふうに弁護士と相談しております。まずそれから、今後の方針な

んですけども、継続的に条件を変えて、あまり人数多くなると裁判費用もかかりますけれども、それなりに対応を今後考えていきたいと思っております。

○議員（8番 木戸 勝正君） 現在今ですね、しおりを作成しておりますね。その中で、厳しく滞納関係も載っております。その、しおりは守られておりますか今は。大きくかなりの経費をつくってやっておりますが、いろいろな問題が書いております。ほとんど守られてないんですよ。しおりは。課長変わったばかりですけどね。それ言いたいんですね。早急にですねこういうような悪質、税よりも1番今滞納は、住宅関係です。だから、必ず滞納のないように、職員は徴収をしていただきたい。そして県の賞状をもらってください。

○議長（皆川 高司君） はい、住宅課長。

○住宅課長（八代 賢一君） はい、極力頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。以上で報告第3号について終わります。

日程第5. 報告第4号 令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等（4指標）の算定結果報告書について

○議長（皆川 高司君） 日程第5、報告第4号、令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等（4指標）の算定結果報告書について議題とします。報告を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 報告第4号につきましては、令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等4指標の算定結果報告についてでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい、総務課長。

○総務課長（長野 士郎） 総務課の長野でございますよろしくお願いいたします。報告第4号、令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等4指標の算定結果報告書について御報告いたします。この法律は、地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐことを目的としたもので、4つの健全化判断比率について、議会への報告が義務づけられているものでございます。4指標のいずれかが、早期健全化基準を超える場合は、議会の議決を経て、早期健全化計画等を策定することとなっております。それでは算定結果報告書の1ページをお願いいたします。総括表1、令和5年度決算における健全化判断比率の状況でございます。国への報告様式に沿って御説明申し上げます。上段の表の市区町村の欄の右横からが4指標となっております。

Cは11億6,028万1,728円の黒字となっております。そのうち、翌年度に繰り越すべき、財源Dが6,728万1,000円ありますので、実質収支、Eは、10億9,300万728円の黒字となっております。令和4年度と令和5年度の実質収支を比較した、単年度収支Fにつきましては、5,447万5,831円の黒字となっております。次に、特別会計経緯、下から2行目の網かけの行をごらんください。歳入総額Aから歳出総額Bを引いた差引き額Cは、892万6,553円の黒字となっております。なお、特別会計については、翌年度に繰り越すべき財源がありませんでしたので、実質収支Eも同額となっております。また単年度収支Fについては、5,731万6,801円の赤字となっております。以上、普通会計と特別会計を合計した数値は、1番下、合計ウの網かけの行でございます。全会計の実質収支額は、右から2つ目の欄、11億192万7,281円の黒字となっております。また全会計の単年の収支は、1番右下の欄で284万970円の赤字となっております。続きまして次の11ページをお願いいたします。この表は令和5年度普通会計等決算統計数値及び財政指標等の状況でございます。表は縦に二重線で、5つのブロックに分かれております。まず、1番左の列、歳入の内訳でございます。歳入合計は、1番左下の欄、262億2,331万7,000円となっております。歳入の主な内訳につきましては、自主財源の根幹をなす地方税が16億2,284万4,000円で全体の6.19%、地方交付税の総額は59億4,248万円で、歳入全体の22.66%を占めております。ふるさと納税を含む寄附金は55億8,602万3,000円で、構成比は21.3%、地方債は15億4,122万2,000円で、構成比は5.88%でございます。続きまして右横の列、歳出の内訳でございますが、歳出合計は、下から8行目、250億6,303万5,000円となっております。歳出の性質別内訳でございますが、人件費扶助費、公債費、を合わせた、義務的経費が76億9,922万1,000円で、構成比は30.72%、同指摘経費の合計額は21億5,874万6,000円で、構成比は8.61%でございます。中央の列の収支の状況につきましては、先ほど、会計別決算の状況で説明いたしましたので省略をさせていただきます。次に、右から2列目の財政指標等の状況でございます。上から2つ目の、普通税の収入状況でございますが、現年課税分の徴収率は98%で、前年度と比較し0.1%の微増となっております。その下の財政力指数の状況ですが、3年平均で0.268と、前年度からほぼ横ばいの状況でございます。そしてその下の経常収支比率は100を下回るほど財政の弾力性があることを示す比率でございますが、95.9%で、昨年度と比較し2.6%増加しております。次に1番、右の列でございますが、積立金及び地方債につきましては、次ページ以降で御説明いたします。それでは次の12ページをお願いいたします。地方債残高の状況でございます。起債区分は、1公共事業等債から15の住宅新築資金等貸付け事業債まで分類しており、1番下の網かけの行、普通会計合計欄にて御説明いたします。まず、1番左の令和4年度末現在高は189億2,260万

1,922円、その右隣、令和5年度発行額は15億4,122万2,000円となっております。その右隣からは、令和5年度、元利償還額の内訳となっております、そのうち、元金を21億4,329万2,236円償還しておりますので、表の1番右下、令和5年度末の地方債差引き現在高は、183億2,053万1,686円。前年度と比較し、約6億200万円の減額となっております。続きまして次の13ページをお願いいたします。基金現在高の状況でございます。これも地方債と同じく普通会計の基金について、御説明させていただきます。下から5行目、二重線の上が普通会計合計欄でございますが、1番左の、令和4年度末現在高は、217億9,017万6,838円、その右横が、令和5年度中に基金を取崩した額で45億5,610万円。さらにその右隣の数値が基金への積立てを行った額で、67億1,090万2,451円となっております。これを差引きした額が、令和5年度末現在高で239億4,497万9,289円、前年度と比較し、約21億5,480万円の増額となっております。なおこの各基金の運用管理の状況でございますが、現金預金等が90億4,497万9,289円、また国債等の債権が149億円となっております。最後に14ページをお願いいたします。福智町の直近10年間の年度別財政指数等の状況をグラフ化したものでございます。下段、左の地方債残高ですが、合併時に260億円以上あった地方債残高は、新規発行額の抑制や繰上償還の実施などで減少しましたが、令和元年度において、一旦、増加したものの、その後減少し令和3年度末で200億円を下回り、令和5年度末で183億2,100万円と合併以降過去最低額に抑えられております。また右横のグラフにつきましては基金積立基金の年度末残高をグラフ化したものでございますが、平成29年度一旦ピークに、令和元年度まで減少ぎみではありましたが、令和2年度から再び上昇に転じ、令和4年度末で200億円を上回り、令和5年度末では、236億8,800万円と過去最高額を更新しております。これはふるさと納税寄附額が過去最多であったことを初め、経費及び事業費等の精査抑制の影響が反映された結果となっております。しかしながら、今後総合体育館や小学校等の建設を初め、公共施設の統廃合に伴う、老朽化施設の解体など、大規模事業が予定されており、時限立法に基づく過疎事業対策債の発行期限が令和12年度までとなっていることから、財政計画では、福智町の2030年問題として、財政危機の節目を捉え、令和12年度までに、将来あるべき持続可能なまちの姿に近づけられるよう努めなければならない状況となっております。次の15ページにつきましては、地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費でございます。それぞれの数値等につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほど御参照をお願いいたします。以上で認定第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、説明が終わりました。次に、決算審査の意見報告を楠木監査委員に求めます。はい、楠木監査委員。

○議員（10番 楠木 静則君） 初めに、先ほど報告第4号、令和5年度主要公共団体財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率等、（4）4指標の算定結果報告について審査の結果、適正であることを認めました。続きまして令和5年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査意見を報告します。地方自治法第233条2項に規定により、審査を求められた一般会計及び特別会計歳入歳出について、関係帳簿、書類、その他政令で定める書類に基づき審査をいたしました。決算書に添付しています審査意見に沿って報告をいたしますので3ページをお開きください。第1審査対象は、（1）の一般会計から（7）の公共用地先行取得事業会計まで7会計と、（8）の財産に関する調書、（9）の基金運用状況を示す書類です。第2、審査の期間は8月1日から2日までです。第3、審査の方法については、監査基準による、（1）から（13）に書かれている13項目に重点を置き審査を行いました。第4、審査の結果について、審査の付託された各会計歳入歳出決算書及び政令で認められた書類はいずれも、法令に準拠して作成され計数は関係諸帳簿と符合しかつ、正確であることを認めました。また、予算の執行状況は適正妥当でありおおむね所期の目的を達成したものと認めました。基金運用の状況を示す書類は関係諸帳簿と符合し、かつ正確であり設置目的で適合するとともに、効率的な運用されていることを認めました。4ページをお開きください。審査対象別の審査意見については4ページから5ページに書かれているとおりです。6ページをお開きください。 監査意見については6ページから8ページに記載されておりますが、現在、事務事業が真に町民に寄与する事業か否かを十分に見極め、効果的で質の高い行政サービスと健全で経済的な財政運営を目指し、全ての町民に平等に受けられるような、行財政とすることを要望して、決算審査意見書の報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 報告が終わりました。お諮りします。認定第1号、決算の認定については、決算特別委員会に付託して審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。よって、本案については、決算特別委員会に付託して審査することに決定しました。

日程第7. 発議第1号 令和5年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（皆川 高司君） 令和5年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算特別委員会設置及び委員の選任について議題とします。提案理由の説明を堀江議会運営委員長に求めます。はい、堀江委員長。

○議員（11番 堀江 政洋君） 発議第1号、令和5年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算特別委員会設置及び委員の選任について御説明いたします。8月27日に開催いたしました

議会運営委員会の決定事項として、福智町議会会議規則の規定により、当委員会より、議案の提出をいたします。提案理由といたしましては、令和5年度各会計の歳入歳出の決算を審査するため、特別委員会を設置するものです。委員の構成は各常任委員会より2名選出し、合計6名の委員構成としております。議員各位におかれましては、慎重審議の上御承認、受け、賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれから質疑を行います。本案について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めますこれより採決を行います。本案について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、令和5年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算特別委員会設置は、可決されました。引き続き、この特別委員会委員の選任を行います。委員の選出方法としては、議会運営委員会の答申のとおり、各常任委員会より2名選出し、合計6名の委員構成にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、各常任委員会から2名を選出し、合計6名の委員構成とすることに決定しました。ただいまより、常任委員会ごとに集まり、委員を選出し、その後委員になられた6名の中から、正副委員長の互選をお願いします。議員の皆様は、議員控室にお集まりください。それでは、暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時29分再開

○議長（皆川 高司君） 再開します。休憩中に決算特別委員会の選出並びに正副委員長の互選が行われたので事務局に発表させます。

○議会事務局長（森 めぐみ君） 事務局より発表いたします。決算特別委員会の委員選出並びに委員が決定しましたのでお知らせいたします。決算特別委員会の委員長に日比生議員、所属委員会は産業建設常任委員会。副委員長に森野議員、所属委員会は厚生常任委員会、その他委員に朝部議員、木村議員、所属は総務文教常任委員会。高津議員、厚生常任委員会。浦田議員、産業建

設常任委員会となっております。よろしく申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 以上6名の委員構成でございます。ただいまの発表したとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。なお、決算特別委員会の日程は9月9日月曜日と10日火曜日の2日間を予定しております。開始時間及び審査場所については午前9時から4階議会委員会室で行います。委員になられた方はよろしく申し上げます。

日程第8. 議案第36号 福智町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第8、議案第36号福智町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第36号につきましては福智町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容としましては行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい、総務課長。

○総務課長（長野 士郎） はい議案第36号について御説明申し上げます。本条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、本町の行政手続におけるマイナンバーの利用等につきまして必要な事項を定めたもので、一部改正前の規定では同法の別表第2の中に掲げられた121の事務に提供範囲が限定をされておりました。今回同法の一部改正によりマイナンバーの提供範囲を定めた、別表第2が廃止されたことに伴い同法の規定を引用している、本条例の一部及び具体的な事務を規則で定めるための改正を行うものであります。議案書の4ページをお願いいたします。新旧対照表にて御説明させていただきます。表の右側が現行の条文で左側が改正案となっております。ページ中段、第4条におきまして法別表第2の第2欄に掲げる事務を、各省庁が省令で別に定める特定個人番号利用事務へと改めております。続きまして右の5ページをお願いいたします。別表第1から別表第3にかけて法令で規定されている事務以外で、本町がマイナンバーを使用することができる事務が列举されております。各表における事務において右側の現行の条文では、事務及び情報名のみが示されていますが、左側の改正案ではそれぞれの事務名の後に規則で定めるための文言を追記しております。これは

個人情報保護の観点から、より具体的な事務や内容を規則で定めるため本条例の27の事務及び特定個人情報におきまして規則委任の文言を追加するものでございます。補足説明は以上でございます。御審議の上御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の総務文教常任委員会に付託し審査を行いたいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第37号 福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第9、議案第37号、福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第37号につきましては、福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容としましては令和6年4月に缶と瓶の資源ごみを完全分別を導入したことに伴い、それぞれ専用の指定袋を設け、さらなる資源循環及び町民の利便性の向上を図るため条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を仲村税務住民課長に求めます。はい、税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 議案第37号の補足説明をいたします。本年2月より毎月町報の折り込みなどでお知らせしておりますが、本年4月より缶と瓶の分別を開始しペットボトルの分別も再確認させていただいているところでございます。これはゴミの減量化やリサイクル意識の向上を図ることを目的に取り組んでいるものでございますが、その中で缶は今のままでよいが瓶は小さい袋にしてほしいとの御要望が、議員の方々や町民の方々から多く寄せられております。このため御要望におこたえするため検討いたしまして、缶瓶兼用の指定袋を缶と瓶それぞれ専用の袋とすることといたしました。このため本条例で規定しています、手数料等の区分を規定する別表を改正するものでございます。議案書の2ページの新旧対照表をご覧ください。改正するか

所にアンダーラインを引いておりますが現行が右側、改正後が左側でございます。まず、ごみの区分につきましてはこれまで厨芥類、資源ごみ、粗大ごみの3種類としておりましたが改正後は可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、大型（粗大）ごみの4種類の区分としております。次に事業所用の袋は既に廃止して、家庭用の大の袋を使用しておりますので事業所用を削除し、可燃ごみ大の区分で一般家庭用を家庭用、事業所用といたします。また可燃ごみの中と小を家庭用といたします。次に缶・瓶の指定袋は缶専用450円、瓶専用300円に分け、資源ごみの可燃ごみを資源ごみのペットボトル、新聞紙、雑誌類といたします。また粗大ごみを大型（粗大ごみ）に改めます。瓶専用の袋につきましては、一升瓶が3本程度入る少し小さめな袋となります。解説については以上でございます。なお新しい瓶専用指定袋につきましては製作に約3か月程度かかりますので、年度末までには販売店におろせるよう準備を進める予定でございます。なお現在の指定袋は在庫がなくなるまで販売し御家庭で保有されている分につきましては、引き続き使用できるものといたします。以上で説明は終わります。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について、質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑無しと認めます。お諮りします。本案については所管の総務文教常任委員会に付託し審査を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10. 議案第38号 福智町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

て

○議長（皆川 高司君） 日程第10、議案第38号、福智町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 福智町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を仲村税務住民課長に求めます。はい、税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 議案38号について補足説明いたします。3ページをお願いい

たします。本年12月2日から国民健康保険被保険者証が廃止されることとなりますが、これに伴い国民健康保険法第127条第1項に規定されています、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則規定が削られることになりました。2ページをお願いします。このため、この法律に連動して行ってしております福智町国民健康保険条例第12条の罰則規定のうち、被保険者証の返還に応じない者にかかる部分を削除するものでございます。以上で補足説明を終わります。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11. 議案第39号 福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第11、議案第39号、福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第39号につきましては、福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容としましては児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を小松健康子育て支援課長に求めます。はい、健康子育て支援課長。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） 健康子育て支援課の小松でございます。よろしくお願いいたします。議案39号の補足説明を行います。議案39号は、令和6年内閣府令第18号により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正がありましたので、当町が制定している本条例の一部を改正するものでございます。内容としましては保育所小規模保育事業所A型及びB型、並びに事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の

配置基準が見直されました。満3歳以上満4歳に満たない児童については、おおむね20人に1人の配置がおおむね15人につき1人の配置に、4歳以上の児童についてはおおむね30人に1人の配置がおおむね25人につき1人の配置となりました。2ページの新旧対照表をお願いいたします。左欄が改正案、右が現行となっております。上段の第30条が小規模保育事業A型、中段の第32条が小規模保育事業B型、下段第45条、事業所内保育事業のうち定員利用が20名以上の保育所型事業所内保育事業、3ページ中段第48条は事業所内保育事業のうち、利用定員が19名以下の小規模型事業所内保育事業について、それぞれ国の基準に合わせて保育士の配置基準の改正を行っております。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について、質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12. 議案第40号 福智町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第12、議案第40号、福智町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第40号につきましては福智町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容としましては特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準、及び子供子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令及び、母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布に伴い条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を小松健康子育て支援課長に求めます。はい、健康子育て支援課長。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） 議案第40号の補足説明を行います。国において策定さ

概要を説明させていただきます。まず議案書の1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49億9,120万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230億2,076万3,000円とするものでございます。第2条継続費の補正は地方自治法第212条の規定により、単年度では完結しない複数年度にわたる事業及び支出についてあらかじめその経費の総額と年割額を別表別第2表継続費補正に記載のとおり定めるものでございます。第3条債務負担行為の補正は地方自治法214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、その期間及び限度額を第3表債務負担行為補正に記載のとおり定めるものでございます。第4条地方債の補正ですが、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の変更について第4表地方債補正のとおり目的限度額起債利率及び償還の方法を定めるものでございます。それでは議案書の5ページをお願いいたします。第2表継続費補正でございます。10款5項社会教育費、社会教育施設再整備設計委託事業につきまして補正前の総額1億5,000万円から2,800万円を増額し補正後の総額を、1億7,800万円とするものでございます。総合体育館建設事業に伴う解体等を実施設計業務委託の追加変更による補正、令和6年度分の年割額を1億890万円から1億3,690万円へ増額し継続費を定めるものでございます。次にその下6ページをお願いいたします。債務負担行為補正の追加事項といたしまして3事業、いずれも期間は令和6年度から9年度までとしております。まず健康診査委託事業ですが、翌年度以降の検診事業を計画的に実施するため本年度から業者選定に着手できるよう計上するもので、限度額を7,332万3,000円とするものでございます。次に包括業務委託事業でございますが、令和4年度から3か年実施しております委託業務、包括業務委託を今後も継続し民間企業が有する安定的な窓口サービスの提供や、行政職員が担うべき職務の資質向上を図るために計上するもので限度額を5億824万円としております。その下段、福智町学校給食調理業務等委託事業につきましても、令和4年度から3か年実施している学校給食センター調理業務委託を今後も継続し、令和7年度から3か年で実施するため計上するもので、限度額を2億9,800万円とするものでございます。続きまして次のページ、7ページをお願いいたします。第4表地方債補正でございます。既に定めております7つの起債のうち、3つの起債の限度額を増額して補正財源に充当するもので、補正後の限度額を4,698万6,000円増の20億968万6,000円とするものでございます。それでは初めに補正予算の総括的な内容を説明させていただきます。資料8ページをお願いいたします。今回の補正予算の歳入の主なものにつきましては、18款寄附金にふるさと納税に伴う寄附金を30億円追加し19款繰入金で基金を9億919万5,000円繰入れ、ふるさと納税の返礼品等の経費に充当したこと。また、前年度決算の黒字に伴い20款繰越金におきまして10億8,679万7,000円の歳入補正額を計上した点となっております。9ページの歳出におきましては、

2款総務費で、ふるさと納税業務に伴う経費を初めとした15億2,865万6,000円の増額、また13款諸支出金におきまして、ふるさと納税による寄附金及び前年度繰越金の余剰金を各基金に積み立てる基金費に33億5,672万4,000円を計上いたしております。今回の補正予算におきましては、ふるさと納税に関連する返礼品等の事業費及び積立金の増額補正が、全体の補正額の89.2%を占めております。その他義務的経費でございますが各項目にまたがっております一般職員の人件費が、会計間異動を含む人事異動によりまして、総額1,431万3,000円の減額となっております。以上が補正予算の概要でございます。続きまして歳出の主な事項について説明をさせていただきます。資料15ページをお願いいたします。2款1項5目財産管理費でございます。14節工事請負費に1,500万円を計上いたしております。これは本庁舎裏の未舗装部分の舗装工事に伴うもので、地元行政区に粉じん被害が生じているため、その早期改修を図るための補正計上となっております。財源に合併特例債を充当しており充当率は95%、そのうち70%が交付税措置されるものでございます。次にその下段、2款1項6目企画費でございます。18節負担金補助及び交付金に、地域公共交通会議負担金として2,032万円を計上いたしております。これは車両更新やシステム改修等を行う必要があるため、国に申請していた補助金額が、国内の配分により減額決定したことに伴い補助事業対象経費を補填するための予算計上となっております。続きましてその下段、2款1項10目、ふるさと納税費でございます。本年度の寄附金見込額を30億円追加し、40億円としたことによる経費の増額予算として、11節役務費及び12節委託料に14億5,233万2,000円を追加計上しております。財源につきましては地域振興基金を充当しております。次の16ページをお願いいたします。2款2項2目賦課徴収費でございます。11節役務費から19節扶助費まで、1,158万7,000円を計上いたしております。これは税制改正により実施されております。定額減税について令和6年度住民税の確定に伴い、不足が生じた定額減税調整給付金等の予算計上で、給付金対象者は3,528人、財源は国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。続きまして24ページをお願いいたします。7款1項2目観光費でございます。12節委託料及び14節工事請負費で1,508万5,000円を計上いたしております。これは、日王の湯の顧客管理システムの改修や設備の老朽化により、設備施設基準を満たすための早期改修が求められる、工事対応に伴う予算計上でございます。その下に25ページをお願いいたします。ページ中段8款2項1目道路橋梁維持費でございます。14節工事請負費に1,000万円を計上いたしております。これは人件費及び物価の高騰に伴う道路維持補修経費等の増に伴う補正であり、財源に公共施設整備基金を充当しております。続きまして28ページをお願いいたします。ページ上段、10款5項1目社会教育総務費でございます。12節委託料に2,800万円を計上いたしております。これは先ほど申し上げました総合体育館建設事業に伴う解体等による実施

設計委託の追加変更に伴う補正となっております。財源に過疎対策事業債を充当しており充当率は100%で、そのうち70%が交付税措置されるものでございます。最後に30ページから31ページにかけて13款1項基金費でございます。1目減債基金費から19目教育振興基金費まで9目にわたり、33億5,672万4,000円を計上いたしております。これは主に、ふるさと納税のほか前年度繰越金を財源とし各基金に積み立てるものでございます。以上が歳出補正の主な内容でございます。なおその他の歳入歳出につきましては後ほど説明資料を御参照くださいようお願いいたします。以上で議案第41号の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については配付しています各常任委員会一般会計歳出補正予算分割表案に基づき、各常任委員会に付託し審査を行いたいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については、各常任委員会に付託し審査することに決定しました。

日程第14. 議案第42号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第2号について

○議長（皆川 高司君） 日程第14、議案第42号、令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第2号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第42号につきましては令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてでございます。補正額は1億2,079万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ28億4,550万1,000円とするものでございます。補正内容につきましては、債務負担行為として保健指導委託事業と特定健康診査委託事業を実施予定であり、着手準備のため今回計上するものでございます。歳入につきましては前年度繰越金の増額及び県補助金の増額でございます。歳出につきましては調整交付金事業の増額と前年度交付金等の返還金及び積立金を増額するものでございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の総務文教常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15. 議案第43号 令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について

○議長（皆川 高司君） 日程第15、議案第43号、令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第43号につきましては、令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてでございます。補正額は124万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億6,306万4,000円とするものでございます。補正内容につきましては歳入は一般会計からの人件費等の繰入金を増額と前年度繰越金を増額でございます。歳出につきましては人件費の増額と、後期高齢者医療広域連合給付金の保険料負担金の増額でございます。御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の厚生常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第16. 議案第44号 物品売買契約の締結について

○議長（皆川 高司君） 日程第16、議案第44号、物品売買契約の締結について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第44号につきましては物品売買契約の締結についてでございます。内容としましては高視認性活動服の購入についてで物品売買契約の締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳しいことにつきましては担当課

より御説明申し上げますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を山本防災管理管財課長に求めます。はい、防災管理管財課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 防災管理管財課の山本です。よろしくお願いいたします。議案第44号物品売買契約の締結について御説明いたします。議案書をごらんください。まず1の契約の目的でございますが高視認性活動服の購入でございます。次に2の契約の方法は指名競争入札でございます。3、契約の金額は税込みで860万3,100円でございます。次に4、契約の相手方、福岡県北九州市小倉北区篠崎1丁目2番33号、愛知ポンプ工業株式会社北九州営業所、所長宮近和則でございます。次のページからは議案説明資料を添付していただきますのでごらんください。資料の2ページ、高視認性活動服購入の概要になります。1の購入理由です。本町消防団に配備している現行の消防団活動服につきましては旧基準の活動服であるため、視認性及び活動性が乏しく、また度重なる消防活動及び訓練等により摩耗が激しく、活動に支障が出ている消防団員がいる現状です。このたび消防団施設整備補助金を活用し、新たに反射材等を装着した高視認性活動服を配備することにより悪天候や夜間等の視界不良の状況下において着用者の視認性を向上させ、安全性を確保するとともに可動性及び通気性等の機能向上を図ることで消防団員の安全性、機動力の確保及び地域防災力の強化につなげるものでございます。次の納入場所につきましては福智町役場、福智町金田937番地の2となっております。次の3番目、品目数量です。品目につきましては高視認性活動服の上着395着、同じく高視認性活動服ズボンになります。こちら395本、そして裾上げテープこちら395個となります。4番目の納入期限につきましては令和7年3月22日でございます。次の3ページをお開きください。今回、納入予定の高視認性活動服のサンプルになります。従前の活動服と比べての特徴として、視認性を向上させるため上着の両腕と胸、背中部分、そしてズボンの太もも付近にオレンジ色をより広く配色しています。また蓄光反射材これは夜間の消防活動において光に反射する素材になりますが、この蓄光反射材を上着の全面の両肩の部分と背面の背中付近、そしてズボンのポケット付近につけるようになっております。また生地素材につきましては、強い繊維を使用し同時に、夏場の活動を考慮し通気性のよい生地となっております。以上のように今回の物品売買契約につきましては国が示す消防団員制服基準の改正、いわゆる新基準に基づき当町消防団員の消防活動において各団員の安全性の向上及び安全確保第1に見据えた、消防団活動購入事業となっております。以上で議案第44号の説明を終わります。御審議の上御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方ありませんか。高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） これは福智町の消防団全員に配布するのではないかと思います

けども、その辺は間違いないかどうかということと、あとサイズは何種類、どれくらいサイズ分かれておるのか大きい人もおれば小さい人もおるし、太った方も、やせた方もおられるかと思うんだけど、こういったサイズ分けになっておるのか、その2点をお教え願います。

○議長（皆川 高司君） はい。防災管理管財課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） はい、高津議員の質問にお答えします。まず総数でございますが消防団員全員分を今回作成するということになります。2つ目のサイズの確認でございますが何種類のサイズかというのはちょっと確認は今手元にありませんがかなり細かく、サイズは用意しております。サイズの確認につきましては、各分団に各サイズ別のサンプルを順次回していただいて、それぞれの分団の中で試着をしそして分団取りまとめの上サイズ別の集約をかけます。それが集約出来た後に作成の発注をかける。そういった段取りとなっております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） サイズはいろいろあるということで安心しておりますけども、これは夏服っていうか常時着るんだと思うんだけど、冬の場合にはこれに上着を着用するのか、冬の上着の場合には視認性向上になるのかどうかちょっとその点再度質問します。

○議長（皆川 高司君） はい、防災管理管財課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） はい、お答えします。こちら通気性がよくなっている素材という説明をさせていただきました。ただこの生地自体はですね、保温保ちながら通気性もいいということで新しい素材となっております。ですので夏は空気を通して涼しく、冬はある一定の保温もあるといった素材になります。基本的には活動服オールシーズンという考え方になりますので冬の寒さの対応としては、下に着る服とかで調整をしていただく形になります。

○議長（皆川 高司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（皆川 高司君） ここで皆様にお諮りします。日程第17から日程第19は、福智町固定資産評価審査委員会委員の選任についてです。同一案件でありますので一括議題にしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君）異議なしと認め、日程第17から日程第19までを一括議題とすることに決定しました。

日程第17から日程第19. 議案第45号から議案第47号 福智町固定資産評価審査委員 会委員の選任について

○議長（皆川 高司君） 日程第17から日程第19、議案第45号から議案第47号福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） ただいま議長の許可を得ましたので、議案第45号から議案第47号までの3つの議案、福智町固定資産評価委員、評価審査委員会委員の選任についてでございますが一括して御説明いたします。議案第45号は、現在委員であります深見健児氏を再任したいので、議会の同意を求めるものでございます。議案第46号につきましても現在委員であります中尾勉氏を再任したいので、議会の同意を求めるものでございます。議案第47号につきましても、現在委員であります村田義美氏を再任したいので、議会の同意を求めるものでございます。経歴等につきましては、各議案の次のページに記載しておりますので御参照いただきたいと思います。それぞれの任期につきましては令和6年12月15日から令和9年12月14日までの3年間でございます。議案第45号から議案第47号の3議案につきましても、慎重審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明は終わりましたこれより質疑を行います質疑の方ありませんか。はい。木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） ちょっと聞きたい点がございます。現在3人の再任を計上しております。方城1人金田1人。赤池1人の、やめた職員を挙げております。この評価審査委員というのはですね、家を新築した場合に税務課の職員が見に行きます。そして評価して帰りますがそれに対して普通の家屋は役場の職員がしますし、非木造は田川の県税事務所が行っておりますが、合同で一応決まったあれを調査してもらったやつを、個人の新築した人には通知を出しております。それに対して不服を認めた場合は、この3人の固定資産評価委員が改良して協議をしながら再度、税金の決定をいたしておりますができれば、一般の詳しい品物や材料とか詳しい人を選任したほうが私は、いいやないかと思っております。もう現在はいろいろパンフレットのほうがありますけどやっぱり、詳しい品物材料の詳しいものを選任したほうがいいじゃないかと、私はそう思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 木戸議員の質問につきましては検討の材料と思えます。その部分について

ては識者の意見を参考にして選びたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（皆川 高司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。本案については委員会付託を省略し本会議で審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については委員会付託を省略し、本会議で審査を行うことに決定しました。本案の討論採決については最終日の本会議で行います。

日程第20. 議案第48号 田川郡町村公平委員会委員の選任について

○議長（皆川 高司君） 日程第20、議案第48号、田川郡町村公平委員会委員の選任について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第48号につきましては田川郡町村公平委員会委員の選任についてでございます。内容といたしましては令和6年9月30日をもって、二郎丸博司氏が任期満了となるため村上帰命氏を後任として選任することについて議会の同意を求めるものでございます。経歴等につきましては次のページに記載しておりますので御参照をお願いいたします。なお任期は令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間でございます。慎重審議のご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います本案について質疑の方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。本案については、委員会付託を省略し本会議で審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については委員会付託を省略し、本会議で審査を行うことに決定しました。本案の討論採決については最終日の本会議で行います。

日程第21. 議案第49号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

○議長（皆川 高司君） 日程第21、議案第49号、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君）議案第49号につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてでございます。内容としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日が令和6年12月2日と定められたことにより、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、関係市町村と協議することについて、地方自治法291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君）補足説明を若林高齢障がい福祉課長に求めます。はい高齢障がい福祉課長。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君）高齢障がい福祉課の若林です。よろしく申し上げます。議案第49号につきまして補足説明をいたします。国から示されました、マイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針として、今年の12月2日より現行の保険証はマイナ検証へ移行となることによりまして、マイナ保険証を所有されていない方に対して、資格確認書等が発行されることとなりました。それに伴いまして地方自治法第291条第1項の規定に基づきまして、福岡県広域後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する必要性が生じたので、今回上程するものであります。別紙2ページの新旧対照表をお開きください。この改正に伴いまして現行の被保険者証及び資格証明証が廃止となりますので、今回、資格確認書等に改めるものであります。説明は以上です。御承認くださいますようよろしく申し上げます。

○議長（皆川 高司君）提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います本案について質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君）質疑なしと認めますお諮りします。本案については所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君）異議なしと認め、本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第22. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（皆川 高司君）日程第22、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 諮問第2号につきましては人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。内容としましては現在、人権擁護委員2期目であります、浦田浩三委員

は、令和6年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き委員としての推薦をするものでございます。経歴等につきましては次のページに記載しておりますので御参照をお願いいたします。任期は、令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間でございます。慎重審議の上ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。本案については委員会付託を省略し、本会議で審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については委員会付託を省略し、本会議で審査を行うことに決定しました。本案の討論採決については最終日の本会議で行います。

日程第23. 請願第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○議長（皆川 高司君） 日程第23、請願第2号、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について議題とします。紹介議員に趣旨説明を求めます。沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 請願者の趣旨説明を読み上げていきたいと思っております。例年皆さんにお知らせをしておりますし採択をしていただいております内容とほぼ変わっておりません。義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についてでございます。請願者は福岡県教職員組合田川支部支部長の鎌裕介さんでございます。請願の趣旨、理由については学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の未配置や、長時間労働など、解決すべき課題が山積しております。子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっております。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や、少数職種の配置増など、教職員定数の改善が不可欠でございます。2021年の法改正によりまして小学校の学級編制標準は、段階的に35人に引下げられました。計画どおりに進捗すれば、2025年度には完了となりますが、これはまだ完了となるような状況ではないということが言えると思います。今後は小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実施等きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要でございます。一方、厳しい財政状況の中、独自財源による人的措置を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大

きな問題であります。義務教育国庫負担制度については小泉政権下三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請でございます。豊かな子供の学びを保障するために条件整備は不可欠です。こうした観点から2025年度政府予算編成においては、今から述べる事項を実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づきまして、国の関係機関への意見書の提出をお願いいたすところでございます。1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育国庫負担制度の負担割合を引き上げること。中学校高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級についても検討すること。学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。4自治体で、国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行なわないこと。以上でございます。なお、意見書案につきましては次の別紙につけておりますので参照をお願いいたします。送付先についても意見書案に記載をしておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） 紹介議員の趣旨説明が終わりました。本案については所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（皆川 高司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

皆様に申し上げます。各委員会の日程は5日木曜日に総務文教常任委員会、6日金曜日に厚生常任委員会及び産業建設常任委員会、9日の月曜日と10日の火曜日に決算特別委員会となっております。なお、6日金曜日の産業建設常任委員会につきましては、厚生常任委員会終了後の10時30分からを予定しておりますので、お間違えのないよう、よろしく申し上げます。本会議は12日木曜日と13日金曜日を一般質問、17日火曜日を最終日としております。また今定例会、9月定例会で一般質問通告書を提出される議員につきましては、本日中に必ず事務局まで報告してくださいよろしく申し上げます。本日はこれで散会いたします。

午前11時33分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和6年 第3回 (定例) 福 智 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和6年9月12日 (木曜日)

議事日程 (第2号)

令和6年9月12日 午前8時59分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

出席議員 (18名)

1番 浦田 大介君	2番 森野 和彦君
3番 田寄みゆり君	4番 石谷 光信君
5番 橋本 騰馬君	6番 尾崎さつき君
7番 小松 繁信君	8番 木戸 勝正君
9番 朝部 壽君	10番 楠木 静則君
11番 堀江 政洋君	12番 沼口 富生君
13番 高津 鶴己君	14番 木村 幸治君
15番 日比生洋一君	16番 矢野 博文君
17番 原田 幸美君	18番 皆川 高司君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	森 めぐみ	係長	秀島 慎一
書記	松井 健太		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	副 町 長	竹下 靖
教 育 長	朝部 英晴	会計管理者兼出納室長	森野 道正
総務課長	長野 士郎	まちづくり総合政策課長	木村貴代美
税務住民課長	仲村 和宏	高齢障がい福祉課長	若林 友克
人権推進課長	福高 教晃	健康子育て支援課長	小松 卓美
建設課長	仲村 芳久	農政課長	白石 輝彦
住宅課長	八代 賢一	診療所事務長	守田裕一郎
学校教育課長	田中 智和	生涯学習課長	澤井 秀孝
防災管理・管財課長	山本 一博		

午前8時59分開議

○議長（皆川 高司君） 皆さんおはようございます。それではただいまより、令和6年第3回定例会本会議第2日の会議を開きます。本日は議員全員出席しています。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。それでは町長、挨拶をお願いします。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） おはようございます。本日本会議第2日、一般質問につきましては、8名の議員より一般質問通告書を受けております。各議員の質問に対しまして、議事進行における時間短縮を図るため、内容によりましては、直接担当課長より答弁をさせていただきますので、あらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。各議員の質問に対しましては、誠意を持って回答をさせていただきますので、何とぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は12番沼口議員、13番高津議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（皆川 高司君） 日程第2、一般質問を行います。御手元に一般質問要旨一覧表を配付していますので、御参照願います。また議会だより発行のため、写真撮影を行いますので、御協力をお願いします。それでは一般質問に入ります。今回8名の方から通告書が提出されています。まずは朝部壽議員の一般質問を許可します。はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい議長。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員どうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） 皆さん改めておはようございます。今回は2点にわたってですね、質問したいと思います。久しぶりのトップバッターということで、ちょっと緊張しておりますが、よろしくお願いいたしますと思います。まずですね、各行政区の今後についてということで、質問させていただきます。平成18年3月6日に、旧3町の合併が成功され、来年には20年目の節目を迎えるところでございます。その後各行政区のですね、今後についてはですね、いろいろコロナの関係もありまして、空白のままでしたが、昨年改選後にですね、区長会は再スタートしたところでございます。現在は松山会長をはじめ、ほか8名の役員でいろいろと今回まで議論されているところでございますが、各行政区の町民の人口に伴い、また会員数の減少する中、地域によっては、もともと会員数が少なくですね、今後成り立たない地域も出てくるのではないかと危惧もしているところです。そこで、今後の問題についてですね、次のように質問いたしますが、まず1番目の質問に入ります。この問題は区長会のメンバーと、行政の総務課長をはじめ、職員とともに話を重ねている状況ですが、これから先ですね、合併も含めて、町長それからですね、できれば教育長にもそれぞれですね、見解をですね、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 1つ目の質問に回答させていただきます。まず令和5年に区長会に合併等についてですね、令和5年の10月にアンケートを実施しております。その中でやはりまだ全体の10%が合併が必要と感じる部分ありますけれども、不要と答えた方が約58.5%と非常に多くございます。これ否定的な回答でありますけれども、やはりこの問題の克服のために、以前ですね、福智町の事務局としましても、特に多い方城地区の区について合併が出来ないかという部分で、その当時の課長から提案したところがありましたけれども、やはり合併に対しては、多くの方々がやはり合併に対しての否定的な意見が多く、それが実施されませんでした。そのことをとらえてこの問題、これからを考える場合にですね、やはりこの合併という部分が、やはりずっとついてまわると、そういうふうに感じておりますので、この解決が区の活動等にですね、必要な部分というのは理解しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、すいません。マイク入ってないようでした。改めまして、教育長の朝部でございます、どうぞよろしくお願いいたします。合併についてというような質問でございます。また私が預かるですね、教育部門のほうもやっぱりコロナ禍以降ですね、PTAの活動をいろいろとですね、なかなか時代に応じたような形でですね、かつての集まりが出

来ないというような形からですね、なかなか今までどおりのことでは進まないというふうな形で理解しております。またこの地域についてもですね、また高齢化また希薄化というんですか、隣同士の付き合いが希薄になってきたというような形でですね、今進んでいると思いますが、またそういったところからこのままじゃですね衰退する一方でございますので、また何らかの町長が言われましたように、何らかの方策をとりながらですね、人口減の歯止めとまた食い止めというふうな形で、検討していかなければならないのじゃないかというふうに私は考えております。

○議長（皆川 高司君） 三役き副長はいいかね。

○議員（9番 朝部 壽君） 町長、教育長以外は駄目と。はい、ありがとうございます。

○町長（黒土 孝司君） はい朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、ありがとうございます。お二方から今後に対するですね、誠意を持った答弁いただきました。ありがとうございます。続いて2番目の質問に入ります。今ちょっと触れた中でもありますが、隣接するですね、行政区との合併等についてですけど、先ほど町長も進言されましたけど、アンケートをですね、各行政区の協力によりですね、結果が出ました。それで必要と答えた方がですね、1割と、非常にこれはちょっと少なかったですね。それから、扶養という方々これ6割、どちらでもないという方々が3割という結果なんですけど、アンケートの結果についてですね、同じ答弁になるかとは思うんですけど、町長の考えをですね、今後どういうふうにやっていけばいいのか、総務課等々と行政一体となってですね、考えてもらいたいということで、これ質問してるんですけど、いかがでしょうかね。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この区の活動というのは1番の理由は高齢者が多く増え、多くあるというのが1番の原因だと思います。私事で申し訳ないんですけども、私どもは青年の時代にはですね、地区の青年団ということでいろんな取組をしながら区を盛り上げていったという実績がございます。しかしながらこの高齢者が多いために青年層の人数が少ない、それで隣の地域と合併するのがいいんじゃないかという意見も当然ありましたけども、やはりそこに問題となっているのが、やはり財産を抱えている区が多くあるというのが1つの原因かなというふうに考えてます。やっぱりそこら辺が整備出来て初めて議論ができるのかなというふうに感じております。私の意見としてはそういう理由でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 行政区の思い願いとかなですね、いろいろ行政に対してはあると思うんですけど、それとは裏腹にですね、全く合併については、今言ったように6割の方々が無関心の結果ということになっておりますね。何が足りないのかということで、区長会もいろいろ現在議論してるとこなんですけど、その中で1割ですね、1割の中で、必要と答えたところ、これ

5項目ね、その中で抜粋していますが、今後世帯数が減少すれば、合併もやむ得ないと思う、これは必要の中で。それで不要のどこ、不要なところは、約6割という形なんで、18項目あるんですけど、その中から主なものです。戸数が増えると、まとまりがなくなり、管理が難しくなる。まあ当然かなあというふうに思うんですよね。それと隣接の区と、行事が予算等で折り合わないことが思われる。まさに先ほど言われたように、やっぱり隣接しても、財産ですね、財産は同じではないところではこういう予算関係の問題があるのかなあというふうに思います。それからどちらでもない、これ3割なんですけど、その中から、世帯数も多く、今後の世帯数増加も見込まれる新興住宅で、いまだ行政区の組織のない地域があるため、役場援助による設置が急がれるのではないかということ。これは多分赤池地区の生力という大きな行政区があると思うんですけど、その下のほうに新しくできたところのことだろうと、私は理解してるんですけど、町長もそうやないでしょうかね、あの辺。それともう1点ですね。区域が広くなり、人数が多くなると、まとめるのは大変だと。予算面についてですね。そういう結果で1割、6割、3割という形のアンケートは出ています。この結果については、先ほど答弁されたしね、これはもう答弁は要りませんが、どっちにしても行政区の合併、先ほど町長も言われましたけど、これは本当に地域ごとで今までやってきたのが一緒になるということは私もやっぱり相当な議論を重ねていかないと、一緒になるとかいう話にはならないと思うんですけど。これはですね、徐々に今すぐということではないんですけど、やはり進めていかないと問題だろうというふうに私も思ってますんで、町長をはじめとして、議論を一緒にですね、区長会と一緒にやっていただければありがたいかなというふうに思います。今後ともよろしく願いいたします。次の質問に入ります。3番目ですけど、似たような問題かなと思うんですけど、行政区の活動を行う上での問題や、今後の課題についてですね、町長、そして教育長に見解をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ありませんか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 問題課題ということで3番目の質問をいただいておりますけども、この行政区の活動っていうのは、やはり地域性が1番の壁となっております。地域性は何かといったら、やはり高齢者が多いというのが1つの弊害になっております。やはり働き方世代の若者たちがこの区の運営にですね、携わらないとなかなか区の活動というのは前進しません。これは課題問題というのはこれ全国的にも同じ問題が上がってると思うんですけど、地域ほど田舎の町とか村、そういった地域ほど、この高齢者の問題というのはもう避けて通れない、やはりそれをうまくまとめるためには、小さいところの隣の合併とかいうのも1つの案としてあります。その中でやはりこの課題問題を解決するのに、特効薬というのはないというふうには考えております。やはり時間をかけてじっくり話し合っていないとこれは解決しないというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、行政区の活動を行う上での今後の課題という形でございますが、ほかの組織でも言えることだと思いますが、高齢化から若者が入ってくるですね、新陳代謝、どこの活動もですね今若い人が入ってくれないというのが1番の悩みじゃないかと考えております。またそういった中で、何もなくてですね魅力もないで入れというような事は恐らく不可能だと思いますので、やっぱ町も魅力を作って行政も魅力を作っていくという形が、今からの課題じゃないかというふうに考えます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、ありがとうございます。いずれにしてもですね、この問題は避けては通れんと思いますんで、先ほど言ったように、一体となってですね、やっていかなきゃいけないなあというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。続いて4番目の質問に入りたいと思います。各行政区からの脱会について、人口減少と同じく、これをですねなかなか歯止めがかからない現状かなあというふうに思いますけど、もう行政では人口減少とそれに伴いですね、やはり行政区の会員が今現在減ってる状況ではあると思うんですけど、それについてはもう何気ない問題なのかもしれんですけど、見解があれば町長よろしくお願ひします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 現実としてですね、一応福智町においても、区の脱会というよりも区の解散、そういう形まで発展したところもあります。区が脱会とか、解散とかなりますと、具体的な問題として上がるのが外灯とか防犯灯、そこら辺の問題になります。その費用が払えないから、町に考えてくれというので意見が出てくるんですけども、やはりこの問題については行政自体もですね、問題と捉えて、どういうふうに支援していくかという部分は考えていかないといけないというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 今の問題でですね、これも10月にアンケートをとったところなんですけど、まずですね、その中でこれ14項目、問題や活動についてということですね、アンケートが出てます。その中で1番の問題は、先ほど言われた区内の高齢化ですね。それから2番目がですね、1番目は高齢化で81.5%、2番目が当地区もこれなかなか問題になってるんですけど、役員のなり手がいない。これは70.8%、これは旧3町の全体のパーセンテージです。それから3番目が、定期的な地域活動への参加の減少ということで、全体的に56.9%、こういう形でやっぱ出てるんですよ。それで今後もこういう問題は、やはり先ほど言ったように、もう行政区が1番だろうと思うんですよ。行政区の中でいろいろ議論していい方向に持っていく、これは1番大事ななあと思うんですけど、これはもう行政区だけで出来ませんのでね、

そこら辺は行政も一緒になっていただいて、今後も区長会とともにですね、やっていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。一応続けていいですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） ありがとうございます。5番目の質問に入りたいと申します。現在、81行政区の統廃や合併について、非常に難しい問題ではあれば、避けては通れないことだと思います。今後の思いをですね、行政として町長、教育長のお考えがあればですね、お伺ひしたいと申しますが、なければ結構です。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この特効薬という部分は自分は持ち合わせておりませんが、やはり根気のいる仕事というのは理解しております。その中で問題は何かというのを早く、もう皆さんわかってることですけども、やはり高齢化が進んでいるというのが弊害でありますので、その若年層をですね、呼び込めるような、そういう移住定住に向けてですね、住民の活動に参加できる若者が働き方世帯、そういう部分を呼び込む取組をですね、根気よくやっていくしかないなというふうには考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 先ほどの回答とかぶりますが、やはりですね、魅力あるまちづくりと、小さな村づくりは大きなまちづくりというふうに言われておりますので、これをですね、皆と一丸となってやっていくというような形で進めたらいいんじゃないかと私は思っております。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、ありがとうございます。続いて6番目の質問に入りたいと申します。行政区の存続は、行政にとっても、行政区にとっても非常に大事なことで私は考えているところです。現在、いろんな原因要因というか、電気料金の高騰や生活物価の値上げ等々により、各家庭はますます厳しい状況に、余儀なくされている現状があります。小さな行政区あたりは、外灯や防犯灯の支払いが非常に厳しい状況であるとのことでもあります。そこで先ほど町長は、回答についてもちょっと進言されたと思うんですけど、外灯防犯灯は住民のですね、財産、それから生命を守るためには、外すことが出来ません。財政厳しい中ではありますが、ぜひ厳しい自治体にはですね、補助金等を考えてほしいとの意見がですね、ちょっと私のところに寄せられているんですけどね。この問題について町長、教育長のですね、ぜひ前向きな答弁をいただきたいと申しますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この外灯防犯灯につきましては、住民の安全安心を守るためには、必ず必要なものと考えております。これについて補助金はどうかというところでおっしゃられました

けども、私のほうもこの補助金については公益性のあることなので、検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、ありがとうございます。本当こういう各地域でですね、まだ暗いところがあったりですね、各通路あたりでもですね、赤池地区、また暗いところがあります。以前も町長に、外灯の件で質問をさせていただきましたけど、今言うようにですね、もう行政区でですね、もう非常にこの外灯費用っちゃうのは、もう年々やっぱ電気料金高騰で、一般家庭も一緒ですよ。どんどん上がってきてですね、本当に今後支払いが出来ないなというような状況で伺っておるんです。ぜひですね、町長の答弁の中で、前向きという形ですね、検討していただくということですね、ありがたいかなと思います。これも報告させていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。議長続けていっていいですか。

○議長（皆川 高司君） どうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） はい。2番目のですね、今後のごみの収集について、2点ほどですね、お伺ひしたいと思います。現在、広域に進められているごみ処理施設についてですが、令和7年4月1日から開業予定ということになっております。今後ごみ収集についてですねお伺ひしたいと思います。まず資源ごみのペットボトルの件ですが、一応総務委員会で、少し質問させていただきましたけど、こういうことは全体的にですね、町民がやっぱり知ってほしいなという形で質問させていただいています。よろしくお願ひしたいと思います。その中でペットボトルの件なんですけど、お茶やジュース類のキャップ等は高齢者に対して、開けることはできるという形で聞いてますけど、その他いろんなものがあるとは思いますが、しょうゆやソース、それからポン酢等ですかね。それはキャップごところ開けるんやなくて、中からカパッとこう取る、なんていうんですかね、そういうものなんですけど、あれは高齢者でも中を外すことはできるけど、キャップごとは取れない、自分らもこう取って試してみたんですけど、とても固くてですね、取れません。だからそこでですね、これ住民からごみはどうして出すんですかと、ペットボトルと一緒に出していいんですかっちゃう話もあるようなんですけど、それをペットボトルの中に、ある高齢者が入れとった。そしたら、収集車が持って行かんやった、置いてった。何でかっていうて、行政に連絡があったと思うんですけど、これは資源ごみやないで、可燃ごみ、燃えるごみのほうに入れてください。という話があったんだということを伺ったんですけど、これは本当なのかどうなのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長、はい。

○町長（黒土 孝司君） 担当課より説明をさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） おはようございます。税務住民課仲村です、よろしくお願ひします。リサイクルできるペットボトルの容器には、三角のリサイクルマーク、ペット、PETです、ね、ペットとキャップボトルやラベルは、四角のプラ、カタカナでプラと表記されておりますので、これに従って分別をしていただくこととなります。ペットボトルは緑の袋、キャップとラベルは赤い袋に分別していただくこととなりますが、どうしても分別が難しい場合につきましては、可燃ごみとして赤い袋に出していただくようお願いいたします。なお詳細の分別方法につきましては、ただいま冊子を、広域環境施設組合で、田川地区合同で作成することにしておりますので、年度末までには全戸配布したいと思っております。またホームページやLINEでも、分別方法は確認出来ますので、そちらでも確認をお願いいたします。以上です。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、ありがとうございます。そういう組合関係で、今冊子をつくるなら、これはもう田川市郡全戸に配るんでしょうけど、それはもう安心かなと思いますけど、ただやっぱ高齢者あたりはですね、そういう細かいことがわかりませんので、広報誌に載せたのかどうか私わかりませんが、そういうのもきちっとね広報紙、今回はこうして質問させていただきますので、議会だよりには載せたいと思っておりますけど、やっぱこういうのはもうそういう問題がある前にですね、行政でちょっと考えていただいてですね、やっていただければ、高齢者も助かるのではないかとこのように考えます。よろしくお願いいたします。最後になります。2番目の質問に入ります。新たな施設組合の開業に伴い、ビンや缶の仕分により使用袋が1つ増えたんだということで、これはもう町民には周知されてるんかどうかわかりませんが、そのために町民の受益負担は既に増えているのではないかと、私は考えてるんですけど、今後のごみ収集の運搬については、やはり大任町まで持って行かないけませんので、ごみ等々の値上げになるのではないかとこのように意見をですね、いろいろ伺っているとこのんですけど、町長これ総務委員会でも答弁いただきましたけど、この場でもですねもう一度ですね、見解を述べていただければありがたいんですけど、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 広域でごみ施設のほうへ、この袋に入れて出す分の費用負担、この分については、やはりしばらく当面と言ったらよろしいでしょうか。その分を値上げする気持ちもありませんし、現行のままでいければと考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、ありがとうございます。今の時点では、そういう町長ですね、熱い気持ちであろうというふうに思いますけど、これが4月以降ですね、始まってどれくらいの期間で上がるかどうか、これはわかりませんよ。私の想像やけども、上がっていくのでは

ないかと、いうふうには想像しているところなんです。できればですね、受益者負担にならないように、そういうふうになった場合でも、行政のほうで補助金等出していただいて、現状にですね、ごみ袋が上がらないようにやっばしていただければありがたいなあとと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。はい、どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） そのように考えたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、いろいろ質問させていただき、また心温まる、今回は町長の答弁をいただきました。もう本当にこれから先、もういろんな問題が今以上に山積してくることになるかと思えますけどね。やはり唯一合併した福智町ですから、やっぱり先進の気持ちでですね、一体となってやっていけたらなど、協力をしますのでよろしく願います。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） 次は、尾崎さつき議員の一般質問を許可します。はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） はい、議長。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員どうぞ。

○議員（6番 尾崎さつき君） おはようございます。6番尾崎さつきです。本日も通告どおりに質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。最初の質問であります。带状疱疹予防接種費用の助成について。带状疱疹は、80歳までに3人に1人が発症すると言われ、皮膚症状だけでなく、非常に痛みを伴う疾患です。带状疱疹を発症した人の20%が合併症の带状疱疹後神経痛となり、その痛みは焼けるように刺すような痛みで、高齢者はその痛みに苦しみ、動けなくなるため、生活の質が落ち、やがて寝たきりになります。そして認知症になりやすくなるというデータが出ています。私は1日も早くワクチン接種の助成をしてはどうかと思っております。町長はどのようにお思いでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この件に関しましては、担当課長よりお答えさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、小松課長。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） おはようございます。健康子育て支援課の小松です。よろしくお願いいたします。带状疱疹ワクチンの接種についてですが、現在国の厚生科学審議会で、有効性であったり、安全性、費用対効果等について議論されています。带状疱疹は、加齢に伴って、高い罹患率が見られますが、死亡に至ることはまれであること。带状疱疹後神経痛に対する、治療薬等が存在すること等から、これまでの予防接種法に位置づけられてきた疾病とは特徴が異

なることを踏まえてですね、厚生衛生上の位置づけ等が今論点になっております。国の動向を注視しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） はい、今小松課長からの答弁に、国の動きを見てというのがございました。確かにこんな大事なことは、国がいち早くすべきことだと思います。しかし、国を待ってられないということで、全国的にワクチン接種の助成をしている自治体が多いとお聞きしました。よその自治体の助成費用がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、担当より調べた調査を報告させていただきます。接種助成をしている自治体は全国で、1,741自治体中、657団体、約37%。福岡県におきましては、60自治体中9団体、約15%であります。承認されているワクチンについても、生ワクチン組替えワクチンと2種類ございますけれども、助成費用は1回につき3,000円から1万2,500円程度。回数は1回もしくは2回と自治体によって異なっております。当町の助成については、先ほど述べましたが国の動向を注視しながら、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。私事で申し訳ないんですけども、私も角膜に帯状疱疹が出来た経験がございます。それでやはり痛みを伴ったものがありまして、このワクチンについてはですね、やはり積極的にですね、検討していきたいというのは考えておりますので、まだ国の方針がですね、どういうふうになるかというのは、待っておりますけれども、その上でいち早くできるように頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） この帯状疱疹が重症化すると入院になり、高額な治療費が発生いたします。私の周りにも、80代の男性であります。帯状疱疹となり、現在もまだ入院中であります。もしその方が国民保険者であれば、町の財政にも負担がかかるのではないのでしょうか。ぜひいち早くワクチン接種を検討いただきたい、そのように思います。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、そのように検討させていただきます。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 前向きの検討をいただいたと思って、次の質問にさせていただきます。次の質問は、軟骨伝導イヤホンの導入についてです。軟骨伝導イヤホンは、耳の穴をとりまく軟骨組織に振動を与えることで、鼓膜を震わせ、音を感じさせる仕組みになっているので、補聴器のように、耳の穴に深く差し込む必要がなく、痛みも伴いません。また片耳にかけただけで、雑音も少なく、相手の声ははっきりと聞こえるので、難聴者のプライバシーの保護にもなり

ますし、また話が理解できるので、時間も短縮され、住民サービス向上にもつながると思います。質問です。福智町の窓口業務での難聴者への対応はどのようにしているのか、お尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 現在難聴者の対応につきましては、個人情報に注意しながら、大きな声で、対応や筆談等で対応しているところでございます。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） はい。大きな声だと、やっぱり話してる内容が、周りの方に聞こえるということで、やっぱり相談者のプライバシーの保護にはならないし、また筆談ってありましたが、これも筆談するのも時間もかかりますので、業務の短縮にはならないと思います。ぜひこの軟骨伝導イヤホンを導入いただければと思います。隣町の糸田のほうでは、窓口でこのイヤホンを導入しておりますので伺いました。このイヤホンは約3万ぐらいで購入できるとお聞きしています。普通の補聴器だと、いいもので数十万するらしいです。補聴器のように耳の穴に差し込むことはなく、耳にかけるだけなので、本当に使いやすいと伺っています。また衛生的にも、心配がないと伺っていますので、福智町の窓口業務でも導入してはいかがかと伺っています。どうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この軟骨伝導イヤホンの件ですけれども、議員がおっしゃるとおり、価格がそんなに高価でないというのを承知しております。どういうものかというのを調べさせていただきました。難聴者に対して大変有効的と考えられますので、窓口の業務のあるところについては、購入を検討いたしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。はい。

○議員（6番 尾崎さつき君） はい。前向きな答弁をいただいたと思いますので、次の質問へと移らせていただきます。町の健康診断について。現在9月から11月までの集団健康診断の受付が始まっていると思います。毎年受診率は上がっているのかお尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、税務住民課長仲村さん。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 国民健康保険の特定健診が始まった平成20年度におきましては16.1%でございましたが、その後平成24年度からは20%を超え、令和4年度には29.8%と徐々に上昇しております。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 町の皆様の努力がよくわかります。けっこうですね、受診率が上がってきております。また受診した方には500円のクオカードもいただけるようになっていきます。これも福智町だけのものなのではないでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 500円のクオカードは町独自の対策でございます。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） ありがとうございます、大変助かっております。特定健診は、40歳から74歳までが対象となっておりますけれども、今回は35歳からとなっております。今回に限り35歳からとなっておりますので、対象者の人数と申込みのあった人数をお尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 対象者は178人に受診案内を個別に通知しております。昨日現在で予約数は12人でございます。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） ありがとうございます。実は私もこの検診に関しまして、3年前にも質問をさせていただきました。そのときは20歳以上で、健康検査を行ってほしいという、質問をさせていただきました。今回は本当だったら40歳までなんですけど、35歳までと引き下げていただいています。町民の方に対しては本当にうれしいことでもあります。私が相談いただいた方も、今回年齢がこの中に入っていたので、すぐ連絡をさせていただきましたら、喜んでおられました。でも私の気持ちとしては、まだまだやはり川崎と同じように、20歳まで対象にしていきたいとそうように思っております。やはり若いときから健診への習慣をつけることで、早期発見が出来て、重症化を防ぐことで、医療費を軽減できると思います。福智町も20歳までに年齢を下げての検診をしていただくことを検討していきたい、そうように思います。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 施政方針のほうで述べましたけども、壮年期の健康づくり支援体制を強化するというふうになっております。町民の皆様の健康増進をサポートしたいと考えておりますので、健診の受診方法を考慮しながら、対象者の拡大を図っていきたいというふうに考えます。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） はい、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） 次は、原田幸美議員の一般質問を許可します。原田議員。はい、原田議員どうぞ。

○議員（17番 原田 幸美君） 学校給食ということについてお尋ねいたします。今年4月から国の助成によって1年間無料で給食ができるという形になっておりますが、その状況でもう約半

年が過ぎておりますが、各保護者の方の状況はどんなふうですか。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい。給食の無償化という形で評価つちゅう形で、まず令和6年よりですね、福智町は義務教育の給食を無償化させていただきました。どうもありがとうございます。またその評価でございますが、今年度からですね、小学校が4,900円、中学校が5,600円と値上げをしております。その値上げに対しましてはですね、教職員はその単価でですね、支払っておるとい状況でございます。また子育て世代でですね、今1番給食費が毎月4,900円と、5,600円かかりますが、大変この物価高騰下の中で、ありがたく感じておりますというふうな、いろんな組織からですね、そういった話を伺うというところでございます。また出来ましたらですね、また継続して続けていただけないかという話も伺っているところでございます。

○議長（皆川 高司君） 原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） 確かに無償ということで、保護者の方も喜んでいただけると思うんですが、ただ残るのがやはり、滞納額約6,000万近くあったと。これが解決して早く教育長が言われたような、無償化になれば、これが1番いいんじゃないかなと思います。その辺については努力をしていただければというふうに思っております。続いていいですかね。2番目の滞納費、6,000万と書いてありますが、実質的には5,600万ぐらいですかね。これの徴収はどうなっているかということでお尋ねいたします。議長書面としてもらっておりますが、これは私だけなんで、皆さんにはね、行き届いてないんで、もしできれば皆さんに見てもらったほうがね。説明もしやすいし、どんなもんでしょうか議長。

○議長（皆川 高司君） 原田議員もうみんなに配っちよるそうです。

○議員（17番 原田 幸美君） そうですか。じゃあ話しやすいですね。はい。この中でですね、各年度別28年から令和5年までの中で、収入額と未収入、令和5年度は約300万、これまだ未収入になっております。過年度分の滞納額が約4,226万ぐらい、これなっておりますよね。当然これは、いつまで続くのかですよね、問題は。毎年約300万ずつぐらいお金が入ってこない。それに対して、過年度分を一生懸命頑張って回収してもらっておりますが、既に加算されていくという形になると、これはたちごつこの形になるんじゃないかなと。ということで、取りあえずこの4,200万何がしかの金額についてね、どういうふうにしていくのか、ここに一応対応の取組ということを書いておりますが、これではたして全部ね、取り返しすることができるのかなというふうに思いますが、どんなふうですか教育長。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、給食の過年度からのですね、滞納額という形で、議員の皆様方に資料をですね、提出させていただいております。この分についてですね、説明させていただ

きます。過去平成28年から5年まで過去8年間分を掲載しております。右側ですね、表の過年度滞納繰越分というのが、現在の額でございます。1番私が就任してですね、2020年令和2年にですね、マックスでですね、ちょっと着色しておりますが、5,691万9,134円という額がありましたが、その後このままではいけないというような形で、徴収を強化しようという形で取組ました。一応取組の結果ですね、右側の徴収率とあるんですが、その分を毎年徴収しております。令和2年度にはですね、12%という徴収率も上げておりまして、やっているところでございますが、何分令和5年度につきましては、4,200万という数字がいまだが残っているというのが現実でございます。これについて、この額をどうするのかといった課題になりますが、その部分につきましては、不納欠損という手段もあるんですが、令和6年3月22日にですね、1回不納欠損しております。この額につきましては、361万3,802円という額を不納欠損、これをするにあたってですね、どういう方をしたのかと申しますと、自己破産、または死亡による債権者がなくなったという方はもう相手がいなくなったと、取れる見込みがないという形で、不納欠損させていただきました。残る額につきましては、まだですね昭和63年ぐらいの分をですね、いまだ支払い続けている方がおられます。またその方たちが誠意を持って返納してくださった方がおられますので、むやみに全額を不納欠損という形にはいまだ取組みません。かといってですね、だんだん年が経ちますので、年々難しくなってくると思いますが、町全体ではほかの課と連携を取りながらですね、こういった感じで、この額をどうするのかといった形で、恐らく今からですね、検討していかなければならないというふうには考えております。

○議長（皆川 高司君） 原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） 努力はしていただいていると思うんで、それはもう目に見えて分かるんですけど、私の耳に入ってくる中では督促状やら出しますよね。この中でたまたまそれを子供さんが見てですね、自分の給食費がこうして督促が来たという形で、子供が払ったというような話も聞いておりますし、また中にはもう20歳を過ぎて結婚をされた子供もおるとような話も耳にしました。こういうものをね、そのまま放置していることがねおかしいかと、子供に対してもね、これものすごいショックじゃないかなと思う、こういう話が出てくるとね。それについてのね、行政の取組の仕方、それから要はこれだけの不納欠損の金額は行政のほうで負担しているわけでしょ。そのお金はどっから出てるんかという形になりますよね。それについて町長お答えをお願いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 明確にはちょっと答えようがないんですけども、やはりこの不納欠損を前提に考えるんじゃないかと、やはりこれは限りなくと言ったら申し訳ないんですけども、やはりできるだけ不納欠損しないようにですね、請求は続けるというのが原則じゃないかなと思います。

し、それは続けていけないといけないというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） これいつまで続くんですか、逆に言えばね、そうでしょう。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これ限りをつけるのは難しい問題がございます。もうこれ可能な限りって言ってますけども、やはり請求しないといけない、不納欠損をする条件が当てはまれば、それはいいんですけども、そうじゃないところから逃げ得みたいなことはしては駄目だなと。そういう考えのもとに、この私債については、督促を行っていくという考えでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） これはこれ以上話してもですね、先に進まないと思いますが、努力をして、回収をし、また父兄の方にはですね、事情をちゃんと話をして、お金を払っていただくという努力はしていただきたいというふうに思っております。それで3番目に行きたいんですが、どうですか。いいですかね。議長。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（17番 原田 幸美君） はい、滞納者のね提訴は考えてないのかということなんですが、これは住宅費なんかは、契約を結んでますから、当然払わなきゃ裁判なんかかけて徴収してますよね。ところがこの給食費というのはそういう保護者と契約を結んでいることはないと思うんですけど、ただ今言われた2番目に言ったような内容からいくと、いつまでたっても回収が出来ないという意味でこの提訴という言葉を使ってですね、どう考えてるか、先ほどの答えの中にもありましたが、もう少しかわいそうとは思いますが、これは子供のために親が払うべく義務なんですよ。それを怠ったということで、やはり払っていただかない限りは、どうしようもないと思うんですよ。私も早くこれがなくなって、無償化になることを望んでおります。だけどこれがある限り、先には進まないと思うんですよ。先ほど言うと不納欠損、こんなもんしたらとんでもないことになります。払っている方々がですね、何でなんと、私たちが払った分返してくださいという話にもなりかねないですよ。そういう意味でこの提訴に言葉に代えさせてもらいましたが、町長の考え、教育長の考えをお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、教育長。

○教育長（朝部 英晴君） なかなかですね、不納欠損出来ないという状況であります、その中でもですね、高額滞納者かつですね、収入がありながら納付しない。誓約書を交わしながらですね、それを守らないといった悪質な対象者を中心にですね、日夜訪問しているところでございますが、強い指導も行っております。それでもですね、なお納付しない方に対しましてはですね、今後顧問弁護士などと連名による催告書の送付、さらに訴訟提起による法的な強制措置の実行な

ど、費用対効果も鑑みつつ、他の課と連携しながら、また公平性の観点から、適切な徴収手段を模索していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） 原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） 極力努力をしてですね、提訴っちゅう形まで持っていかなくて、回収できるような形をとっていただきたいと。あえて上げたのはね、いつまで経っても収まらないんですよ。そういう面じゃ、どうしてもこういうこともねやることもね、考えなきゃいけない時期に来てるんじゃないかなと。逆に言えば、この1番長い人でね、何年払ってないのかなと。いうことを聞きたいこともあるんですが、今ここでは答えられないと思いますが、私が知ってる範囲では20年30年払ってない方がおられるんですよ。保護者でね、そういうのをね、放置してきたこと自体が行政の責任だというふうに思っておりますので、これを早く無くして、無償化のほうに取組を進めるように、努力をしていただきたいというふうに思っております。以上です。続きまして、2番目に行きますがいいですか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（17番 原田 幸美君） はい。請願、陳情書についてということで、各地区より多くの請願、陳情書が提出されていますが、農地関連について、基盤整備で行うと回答していることがありますが、この基盤整備の時期とか、具体的なものの内容がないわけですよ。ただ基盤整備で片づけているわけです。基盤整備っていうのは簡単にできるわけじゃないんですよ、時間もかかるんですよ。それをその中で取り組むという形で出していますが、どういうつもりでこういう答えを出しているのか、回答をお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課の方よりお答えさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、建設課長仲村さん。

○建設課長（仲村 芳久君） はい、建設課仲村です、よろしく申し上げます。要望については、各地区から要望内容に応じて、補助事業を活用できるのか、町の単独事業で行うか判断を行い、回答を行っています。また基盤整備事業の検討を行っている地域につきましては、基盤整備事業を活用することにより、広い範囲で効率的に整備が行えるため、事業を活用し整備を行う内容の回答を行っています。現在弁城地区の基盤整備事業におきましては、地元協議が進んでいない状況とお聞きしています。圃場整備が将来の農業経営にとって大変重要でありますので、地元協議を再開していただき、事業の活用を図っていただきたいと考えておりますが、地元調整や事業採択には時間を要しますので、事業規模等総合的に判断しながら、個別対応を行ってまいります。以上です。

○議長（皆川 高司君） 原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） 課長の言われることは理解できるんですが、この請願書や陳情書はやはり困ってるから出すものであって、それに対してのね、答えが丁重じゃないと、もう少し細かくね出してやらないと、いつになるかわからない、今言われた取組してるところはいいですよ、その中で取り組めばいいんですから。してないところに対してはね、どういう形でねしていくのか、多分予算いろいろありますよね、そういうものが、これを今から取り組むと云って1、2年ではできないわけないんですよ。そういうものに対する回答がですね、もう目に見えなく消えてしまうんですよ。以前私がやはりこの請願書関係で話したときに、書類が残ってるかといったら、あそこだけでもなくなってたよ、そういうこともね耳にしています。そういうことじゃね、この請願書、陳情書っちゅうのはその思いがあって出してるんであって、急いで出してるんであって、それをね形でね、処理されると、先に進まないし、行政に頼ってもしようがないかなという形になりかねないんでね、もう少し具体的に丁寧にこれは説明してやるべきじゃないかなと。今現在法人化という形でですね、いろいろ取り組んでいます、私のところでいえば、伊方地区がね、最近法人化を立ち上げました。弁城も今そういう形で取組をしておりますが、なかなか進みません。うちの場合は山間部が多くて、なかなかその地権者、それからそれをするに当たってのね、場所が広いんで、計画をやると、下手すると30年以後にできるとかというような内容にもなりかねないわけです。そういったときにはもう地主やら申し訳ないけど、いなくなっちゃうんですよ。そういう中での対処、既に困ってるからお願いしてるんであってね、その辺のところについては、今後どういうふうを考えていくのかをお願いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 陳情があつてその分が履行されてないと聞く部分は確かにございます。その中で、町としましてはやはり補助金で施工できるものについては、可能な限り補助金で施工いたします。それ以外の部分については、単費をつぎ込んで施工するというふうになってますけども、やはりこれは基盤整備と言いつつながらも、やっぱり地域ですね、皆様の協力が必要になってきます。そこら辺をですね、十分協議しながら、担当課のほうとですね、打合せしていただいて、その中で実施できる部分からやっていっていただければいいと思いますし、総合的に考えないといけない地域については、その総合性を検討していただきながら、それに沿って整備していかないといけないというふうに思っています。陳情に返答が遅れている部分については、担当のほうも苦慮しておりますけども、そこに何らかの原因がございます。その部分を解消しながら、返答ができるような形をとっていければというふうに考えます。

○議長（皆川 高司君） 原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） 言葉的にはですね、理解出来ます。なかなかね、現実にはね、難しいものであって、その中でちょっともう2番とも兼ね合いするんですが、この重要性をね、理

解していただきたいんですよね。何かあれば口頭で言えば、すぐね陳情書請願書を出してくれと、出します、出したらそんな答えで蹴られるようなことが多いわけですよ。それじゃね意味はないんですよ。文書で出さないと、出した、これは基盤整備の中でやりましようとかね、具体的なね、丁寧な説明をこれ住民にですよね、してあげないとやはり不信感を得るわけですよ。やっただけしてくれないから意味ないじゃないかと。確かに理屈わからないからそう言いますよね。予算もありゃ、皆さんの理解を得るためのね、言葉もいるということは理解出来ますが、そういうものをもう少し忙しいとは思いますが、結局出されたものに対してのね、誠意ある取組をね、やっていただきたいというふうに思っております。以上です。以上で私の質問を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい。次は小松繁信議員ですけど、ここで10時15分まで休憩。休憩します。

午前10時05分休憩

午前10時16分再開

○議長（皆川 高司君） はい、それでは再開します。次は、小松繁信議員の一般質問を許可します。はい小松議員。

○議員（7番 小松 繁信君） はい委員長。

○議長（皆川 高司君） はい小松議員どうぞ。

○議員（7番 小松 繁信君） 7番小松です。久しぶりの質問ですので、上がって途中でね、声がひっくり返るかわかりませんので、そのときは御容赦ください。通告書に沿って進めていきます。下田川清掃施設組合、以下、組合といいます。ここの規約の変更について伺います。本来この問題は、組合議会で十分審議された中で、こちらに上がってくるのが普通だと思いますが、組合の執行部は、組合議会に、審議しようとしません。審議を組合議会を無視した形で、今回追加議案を上げるということですので、こちらで質問します。今回組合を令和7年3月31日に解散させる。組合にはまた財産を処分する。組合には約10億円の積立金がありますが、これも取崩して、土地や建物と一緒に処分する。これは組合にとっては、大変重大な問題であります、案件であります。組合には福智町議会から8名、糸田町議会から4名、計12名で組合議会を構成しております。これは福智町町議会、糸田町町議会と同等の権限を与えられておりますが、この組合議会には1度も提案されず、再三要請してきました。また時間もゆっくりあったわけですが、1度も審議されてない。なぜ提案しなかったのか、まずお尋ね申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 小松議員の質問に回答いたします。この案件につきましては、地方自治法の規定ということで執行部としては進んでおりました。その規定の中に、まず親議会の議決を

経なければならないという定めがございます、その中で組合議会ではなく、親議会の議決を求めたものでございます。組合議会での議論を提案しなかったことにつきましては、それはもう議員のおっしゃるとおりでございます、その案件につきましては御容赦いただきたいというふうには私は考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、小松議員。

○議員（7番 小松 繁信君） 確かに今町長の答弁のとおりです。解散請求をする場合は、両町議会の議決が必要なんです。それは私も承知しております。しかし、その前段のですね、組合の議事を省いていい、議決が必要ないですっていう内容についてはですね、全然書かれてないんですよ。それを省いて上げること自体がおかしい。3年前から町長にはですね、事あるごとに、審議してくれという話はしてましたけれども、それも出来てない。次に2番目行きます。いいですか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（7番 小松 繁信君） 一般常識としてですね、例えば10万円の予算を組む。それを支出する。これは議会の承認が必ず必要です。そうしないと支出できないわけです。一方ではですね、約55年も続いた組合を解散させる。土地や建物及び、10億円もの基金を処分する。これは組合議会にかける必要がないと。糸田の町長も言われました。議会にかけ、議員の意見を聞こうとしないわけです。今回もいい例なんです。これは非常に重大な案件です。追加議案であげようとしてます。追加議案はどういうことかといいますと、各委員会での集中審議出来ないわけです。一般質問では、町長の意見とですね、やりとりするということは出来ないです。これは故意に遅らせたのか、それとも職員の怠慢なのか、審議する場さえ、与えられない、なぜなのか。お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 先ほどと同様にですね、財産処分につきましても地方自治法の規定ということに縛られておりました。親議会の議決を求めるとされていることから、組合議会のほうにこの提案をしなかったというのは、私の不徳の致すところであると自分は感じております。その中でも、やはり来年の3月31日まで、日にちがございます。その中で可能な限りのですね、議論をしながら、地域の説明とか、あと色々諸々の案件がございます。それは組合議会のほうに提案して、3月までにやるべきこと、やらないといけないこと、そういう部分を議論の場を設けていただいて、それで進めさせていただきたいというふうに考えます。

○議長（皆川 高司君） 小松議員。

○議員（7番 小松 繁信君） 今町長がですね、法のもとに進んでいくということでね、答弁されましたけれども、法を遵守するんであればですね、組合議会の権限というものもあるんですよ、責

務というのもあるんです。それを無視されとると、これ非常に残念に思います。次3番目行きます。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（7番 小松 繁信君） 最終処分場について伺います。この処分場はですね、赤池地区、それから市場地区、この両地区のですね、1番標高の高い位置にあります。水は当然これも上のほうから下に流れるわけですね、1番高いところです。そういうことですね、福智町に移管後当分の間、水質の管理はしていくということでしたけれども、この土地にはですね、焼却灰や不燃物等いろんなものが混ざった土がですね、約13万㎡埋まっています。本来ならばですね、これは当然撤去しなければならぬ土でありましたけれども、試算するとですね、これ莫大な金額になったんです。だからこれを取りやめてですね、たしか平成27年頃だと思いますけども、これをそのまま埋めた状態で、表面をですね、計画50センチ、土で覆ってですね、中を保護する工事をしました。その後2年間ですね、様子を見て安定しているということで、安全である、そういうふうにしてますけども、僅か50センチのですね、土を覆っただけなんです。今後ですね、地震や大雨によってですね、表面が剥離したり、あるいはその亀裂が入る。中の土が流れ出す可能性は十分あります。また何らかのですね、化学反応を起こす可能性というのは十分あるんです。これらの対策はですね、考えておられるかどうかまず伺います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 小松議員が心配されている最終処分場の問題、この部分については私も同じの意見でございます。たとえ工事は終わって都道府県の知事を確認して、最終処分場の廃止について県知事は許可という廃止を決定いたしましたけど、これから先何が起こるかわからない、その部分がございますので、今県とも打合せさせていただきたいということで担当にも言ってますけども、覆土の上の舗装とか雨水をですね、下に流さないような処理とか、それとか周囲のですね最終処分場の周囲の排水工の整備とか、そういう部分を考えながらですね、これを次の時代にですね、残すことなく、うちのほうで自分たちが現役のときにそれを処理させていただくという話を、糸田町とも意見交換して、双方の合意という形で執行部は合意をしております。

○議長（皆川 高司君） 小松議員。

○議員（7番 小松 繁信君） このことについてですね、地元の説明会ということで10月に予定している、そういうふうになりました。それまでにはですね、きちっとしたやっぱり方向性というのを持っておかないとですね、説明も出来ないと思うんです。この土をですね、全部撤去するのであればですね、この赤池地区にしる、市場地区にしるですね、住民は安心して生活出来ますけど、これ残すのであればですね、将来にわたって、何らかのですね、きちっとした対策を立ててもらわないと。そういうことをですね、今回お願いしてですね、私の質問は終わります。

○議長（皆川 高司君） はい。それでは、次は森野和彦議員の一般質問を許可します。森野議員。
どうぞ。森野議員どうぞ。

○議員（2番 森野 和彦君） はい。2番、森野です。一般質問通告書に従って、質問させていただきます。まず今年の新規職員の採用試験についてお伺いいたします。今年は今和6年度、採用試験は実施する予定なのですか。この内容で計画的に行っているのかどうかお伺いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この職員採用につきましては、計画的に人数の調整を行っております。今年度一般職員の採用試験については実施はいたしません。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） 森野議員どうぞ。

○議員（2番 森野 和彦君） 令和6年度採用試験を実施しないということについては、昨年採用枠が多くですね取って今年に採用をですね、控えたということなんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃるとおりということでございます。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今年の採用は控えているということですが、2番目の質問ですが、来年の採用試験というのは考えてますか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 来年度については採用試験を実施する方向で考えております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次の3番目にいきます。採用に関してですが、来年採用する予定とお聞きしましたが、高校卒業枠、大学卒業枠というのは設けていますか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 現時点では考えておりません。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） いつもですね採用試験のほうには、高校生とか大学生の枠がですね、明記されてるんですが、それに伴って社会人もですね、社会人採用枠というのをやってる自治体もありますが、そのようなことも考えてないですか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃった経験のある方、職種替えとかいうことで、うち受ける部分についての採用については検討いたします。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次の4番目ですが、福智町の町民の採用枠、採用するに当たっては多分全体でですね、募集をするんでしょうけど、その中でも強いて福智町の町民の採用枠というのは考えてますか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 現在においては当然、地域枠というのは考えておりませんが、やはりそこら辺の取組はですね、職員採用においては検討しないといけない。自分が考えますのも、今回台風10号ございました。そういったときにやはり遠くから来ていただくとかいうことよりも、近くの人材が欲しくなります。そういうのを考えるとやはり、今からは考えていけないかなというふうに考えます。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） その内容で本当に地域の愛情を持った職員という、今現在いらっしゃる職員もですね、そうとは思いますが、それ以上にですね、やっぱり今から先ですね、未曾有の災害とかが予想されます。だからそういうことで、なるべくやっぱり地域の理解ある人をですね、採用枠に考えてもらいたいというふうに思ってます。はい、議長。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員どうぞ。はいどうぞ。

○議員（2番 森野 和彦君） 2番目の職員研修についてお伺いいたします。1番目のですね、令和5年職員研修の実績があれば教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 昨年度につきましては、県の研修所での個別の職場外研修というのが28回、町独自の職場内研修として、ハラスメント研修、人事評価研修などが8回、以上の研修を実施いたしました。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 研修内容、大野城、それから役場独自の虐待研修とか、そういう人事研修とか、そういうのがやったということですけど、役場の行政の仕事の研修というのはやっていますか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 職場独自の研修という部分については課長の指導を仰ぐだけで、今研修という形では行っておりません。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 行政職員はありがちなんですが、やっぱり法律で仕事をしていますので、その辺でですね、やっぱり専門的に覚える必要はないんですが、町民にとってですね、幅広く知識をですね、得てもらいたいというので、しっかりこう職員研修は多分総務課と思うんで

すけど、そういった内容のですね分野も、部分的にですね、年間で新規採用とか、中堅とかベテランとかという状況でですね、研修はしてもらいたいんですが、その辺はどうですか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員が言うように私もそのように考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 3番目ですが、令和6年度の研修内容に関してもですね、そういう町長が言ったですね、大野城、そして虐待研修とか、そういう人事評価とか、そういった研修ですか。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今県の研修所の大野城の研修所なんですけども、その個別研修に加えてですね、情報セキュリティポリシー研修、人事評価研修、個人情報保護研修というのを実施する予定としております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今町長がおっしゃったその新しい人事研修とか、そういうようなことも必要ですけど、やっぱり独自の日常的な仕事等の影響があるですね、やっぱり予算とか、災害とか、それとか高齢者に対する内容とか、接遇の問題とか、いうことをですね含めて研修する予定ありますか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 多岐にわたる研修についてはですね、私のほうも幅広くやりたいという考えがございますので提案させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 研修内容によって、研修者、指導者をですね、選定していくとは思っていますが、どういった内容で指導者の研修をですね、選定されているのかお聞きします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この件に関しては担当課より説明させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、総務課長、長野課長。

○総務課長（長野 士郎君） 総務課の長野でございます、よろしくお願いたします。研修の指導者の選定につきましては、県や各市町村におきます研修の講師実績、またそれに対する評価を重視いたしまして、講師を選定しております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 県の講師案内にしても、いろんな分野でたくさんですね、方も

いらっしゃいます。また福智町のOBに関してもですね、やっぱり専門性を持った方々もいらっしゃいます。だからそういった中で、やっぱり人事交流も必要やからですね。だからその辺を踏まえて、職員に対してですね、研修をですね、より実のあるような研修をやっていただきたいんですが、その辺どうですか、町長。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 内容の濃い研修というふうに理解いたしましたけども、そのようにやっ
ていけないといけないというふうに思っています。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。はいどうぞ。

○議員（2番 森野 和彦君） 次に行きます。2番目の質問です。2番目は田川地区広域環境衛生施設組合に関してですが、来年4月1日の稼働ということですね、多々先輩議員たちも質問されてました。その中でですね、今田川地区の1市6町1村の議会の同意がないと、来年4月1日の稼働は困難であるというのもですね踏まえて、もし1町村でも同意が得られなかった場合は、どういう状況になるんですか、教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この広域につきましては所属する団体の議会の中に一括して上程する関係議案がですね、同意が得られなかった場合は、県知事への許可申請が出来ませんし、来年3月までの県知事の許可を得ることが出来なければ、来年4月から田川地区のごみ処理が出来ないこととなります。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 福智町はですね、以前平成14、15年に1市3町でごみ組織をつくり上げましたが、それが平成28年に破綻し、そして今の状況にですね、移り変わったのですが、本当に今の状況というのは、1市6町1村は、ここでいいという状況でごみ施設の建設をですね、行ってます。それにまずはうちの議会の同意も必要ですし、皆さん全てのですね、1市6町1村が同意がないと11月の火入れ、そして来年の4月の正式な稼働というのは厳しいと思います。そういった中でですね、やっぱり今後も影響が出るような状況になった場合、もし1町でも、1村でも、1市でも同意が得られなかった場合は、どういうふうになるんでしょう、今後の見通しを教えてください。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議会の同意については私のほうは返答は出来ませんが、ぜひ関係する団体全員ですね、議会の承認をいただけるように、事務局としては、やはり説明して、丁寧に説明しないといけないと。先ほど自分のほうも丁寧な説明が出来なかったということで、先般の議案につきまして、御容赦願いたいということでは申しましたが、やはりそこら辺が1番の

問題になるんじゃないかなというふうに考えておりますので、今後そういうことのないようにですね、丁寧にしていかないといけないというのは反省しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 是非1市6町1村がですね、全てが同意を得られるように、皆さんで努力していかなければいけないと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員どうぞ。

○議員（2番 森野 和彦君） 次の質問行きます。3番目です。複合施設の内容についてお伺いいたします。昨年の11月にオープンした複合施設、複合型スポーツ施設、フクチファインドフィールドという施設が、立派な施設がですね、開設されました。その中で内容的に、今年ですね、4月から8月までの利用者数を教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 昨年12月にですねオープンしました複合型スポーツ施設ですが、4月から8月までの利用人数は1,900人というふうになっております。なおですね、詳細につきましては詳しい情報をですね、澤井課長のほうが説明いたします。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員どうぞ。

○議員（2番 森野 和彦君） 2番目ですが、せっかくのいい施設なんでですね、もう少し有効利用できるような対策をですね、福智町、教育委員会として、何か考えてますか。

○議長（皆川 高司君） 生涯学習課長、澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、生涯学習課澤井でございます、よろしくお願いいたします。FFF（フクチファインドフィールド）の有効利用ということでございます。今までフットサル大会やスケートボード体験教室などが開催され、主催者の皆様からはおおむね御好評をいただいておりますので、引き続き大会の誘致や各種イベントを開催していきたいというふうに考えております。また今後はですね、近隣の高校や大学等にも周知を図り、地方創生拠点施設としての役割を果たしていけるよう努めてまいります。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 複合施設、そこ金田公園なんですけど、せっかく温泉とも近いんですね。そういった中で日王山とかですね、そういった遊歩道もありますから、その辺の利用価値を、あそこの拠点としてですね、福智町の拠点としてですね、位置づけでの啓発活動をですね、やる予定ありますか。

○議長（皆川 高司君） はい、澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、議員御指摘のとおりですね、もともと施設を整備した目

的というのが地方創生拠点施設ということで整備いたしております。今言われたとおり、日王山や、温泉、またふれあい塾なんかをですね、パッケージにして、いろんな学校等合宿の誘致なども含め、努めていきたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員どうぞ。

○議員（2番 森野 和彦君） 次の質問いきます。3番目ですが、本当にあそこの内容に関して、やっぱり生涯学習には必要不可欠な問題ですよ。だから生涯学習の内容で、皆さんが利用できる、これはもうスポーツ施設やから、ある程度高齢者は利用出来ないかもわかりませんが、でも横の芝生のサッカーコートとかですね、ああいったものもですね、高齢者の方々が歩けるような運動ですね、体制とか、そういった高齢者にも利用できるような状況をですね、考えることはありますか、お聞きします。

○議長（皆川 高司君） はい、澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、クラブハウス内にはですね、スタジオ等も設置しております。スポーツだけではなくてですね、ヨガやダンスなどいろんな教室等での利用も可能となっております。ただ私どもまだ周知のほうに足りないというふうに思っておりますので、今後ですね、幅広く周知していくことを努めてまいりたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次にいかしてもらいます。4番目です。学校教育の関係でご質問させていただきます。1番です。夏休みが終了して、2学期に入りましたけど、不登校者数が昨年と比較して改善されたでしょうか。その辺お聞きいたします。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、夏休みが終わって2学期に入ってから不登校者数ですが、昨年と比べてですね、若干の微増でございます。今現在ですね65名の方がですね、学校に来ていないという状況になっておるところでございます。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 65名という数字ですが、これはもう福智町全体ですか。

○議長（皆川 高司君） はい、教育長どうぞ。

○教育長（朝部 英晴君） はい、福智町生徒数はですね、今現在1,720名おります。またそのうちですね小学生が…まあ全体でですね1,720おおるわけですが、比率でいきますとですね構成は65の中で、中学生がですね45人ぐらいの不登校児というふうになって、中学校のほうですね、多いような状況になっております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） これは教育長、昨年と比較して改善されたと思いませんか、お聞き

します。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 社会情勢もですねいろんなニュースであると思いますが、今現在ですねなかなか市町村につきましても不登校が多いというふうな形で、当該福智町もですね、去年が62名と数名ほど増えていると状況で若干微増という形の、今の時代の流れというふうになっております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今質問したのは、改善されたのか、改善されてないのかという質問なんです。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 先ほど数字でですね説明しましたように、微増というような形で、改善の方向には進んでないというような形でございますが、今国もですね不登校についてはいろいろと施策を打ってます。自宅で学習ができる学力の保障というのをですね、自宅におっても学力をつけるといった形で、オンラインによる教育だとかですね、そういうふうの流れにしておりますので、この流れはですね当面今のまま、現状のまま推移するんじゃないかというふうには考えておるところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今、教育長が改善されていないということをおっしゃいました。それに改善されていなければ、今後どういうふうな対策をやっていかれるのか。その辺お聞きします。

○議長（皆川 高司君） 森野議員もう4回目になります。

○議員（2番 森野 和彦君） はい、わかりました。すいません、議長、いいでしょうか。

○教育長（朝部 英晴君） 説明しがたいと、数字で言いますとですね、まだ若干の微増というような形でこのまま推移進んでおるといような形で、そのままじゃ学力の補償が出来ませんので、先ほど少し触れさせていただきましたように、自宅におってもですね、学力補償できるような、オンライン教育だとかですね、そういうような形で取り組んでいこうというふうには考えておるところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次に行きたいんですが、すいません。先ほどのですね、もうちょっと明確な回答じゃなかったの、申し訳ありません。次行かせてください。いいでしょうか。次はですね、PTA活動に関しての質問ですが、全国的にPTA活動は非常に困難な状況になりつつあります。つい先日もですね、岡山県連が全国組織を脱退しましたが、福智町のPTA活動

は昨年どのような活動を行ってきたのか。なおかつ今年度ですね、どのような活動をされる予定なのかお伺いします。それぞれ簡潔に明確にお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、PTA活動でございますが、過去ですね3年間ほどコロナ禍がありました。その中ではですね、大きな活動が出来ておりません。が昨年ぐらいからですね、少しずつ元に戻していくという努力はやっております。現在はですねまたそうはいったものの、働き方改革と教職員によるですね、そういった事案もありまして、昔のようにですね、活発なというような形には恐らく戻ってこないというふうな形で、いろいろ今までであった組織をですね、今から見直していくという過渡期になっているところでございます。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 本当にこのPTA活動は、学校にとって非常に重要ですよ。なぜかという生徒と学校と保護者と間の組織なんですよ。だから、その辺学校の事情を知るにはPTA活動が本当に必要不可欠というふうに思います。だから、今こそその活動がですね大事です。働き方改革理解しますが、働き方改革もですね、教師保護するのも必要ですけど、そういうPTA活動のやっぱりお助けをですね、教育委員会なりがですね、していただければ、もっとその学校がですね、元気がよくなるという状況にはなるんですけど、そういったお考えはありますか。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、私もですねPTA会長を経験しております。学校とPTAがですね、一丸となって取り組む必要性はですね、十分考えます。昨年から少しずつ動き出したので、各学校でいろいろ取り組んでいただいております。少しずつではありますが、その詳細につきましても、田中学校教育課長のほうからですね、説明していただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、学校教育課長、田中さん。

○学校教育課長（田中 智和君） 学校教育課田中です、よろしくお願ひいたします。議員先ほど言われるようにですね、地域とか、保護者とかの、また学校とのつながりというのが、大きな課題、重要と考えております。特徴的なPTAの活動について、報告させていただきます。例えばですね、登校指導、芋植え・芋掘りの活動、運動場の遊具のペンキ塗り、早寝早起きの取組、夢授業、夢事業というのは様々な職業の方との対話、制服の変更等、また給食等に関わるエプロンの補修等を、昨年各学校が行っているところです。今後ともこういったことをですね行いながら、各PTA保護者の方と教員の方とのつながりを重視しながら、進めていきたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今先ほど私が質問したのは、各学校のPTA活動、だから4小学

校、2中学校、1義務教育学校の内容での完結なPTA活動の内容を質問したんですけど、わかればお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） 各学校の取組という形でよろしいでしょうか、はい。今年度の取組でよろしいでしょうか、はい。例えば市場小学校については、教育講演会を実施。上野小学校については親子ハイキング。伊方小学校につきましては校内美化活動。弁城小学校についてはベルマークの回収、集計。赤池中学校についてはトークフォークダンス。これは地域の大人の方との対話、これは地域の方に募集かけて多く来ていただくような形になっております。方城中学校につきましては、保護者と生徒たち、先生たちも交えての防寒着の変更の検討。金田義務教育学校につきましては、成人教育の講演会を実施する予定となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） コロナ禍の中で停滞しているというのは十分理解出来ます。コロナも今2類から5類に変わったのですよね、その辺も状況的なことを踏まえて、やっぱりもう少しPTAの活動がですね、活発になれば幸いと思います。そしてそれにですね、やっぱり教育委員会も後押しをしてもらいたいというのはあります。だからいろんな活動にしても、場所の提供にしても、それをですね、一概に断るんじゃなくして、やっぱりそういった諸々の内容によって、十分な活動ができるような努力をしていただきたいと思います。これで私の一般質問終わります。

.....

○議長（皆川 高司君） はい。次は高津鶴己議員の一般質問を許可します。はい、高津議員。はい。高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 13番高津です。いつものように4項目、4つのテーマにわたって質問したいと思います。まず1点目、小中学校の教科書選定等についてお伺いしたいと思います。教科書選定が行われている、あるいはもう決まったというような話を耳にしたんですけども、どういう形でされているのか、一般質問させていただきたいと思います。朝部教育長よろしくお願いします。小中学校の教科書選定というのは、毎年行うということはないと思いますけれども、何年置きに行うということが決まっておるのか、全教科一斉に実施しておるのかどうか、まずお伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、教科書改訂について御説明いたします。教科書ですね、改定は4年に1回でございます。小学校につきましては昨年改定されております。中学校につきましては、今年度採択という形で進んでおります。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ということは、小学校中学校で改定する年度が違うということですか。はい、わかりました。それは全教科一斉に行うのか、あるいは特定の科目だけなのか、例えば音楽だとか図画工作だとかいろいろ特別な教科もありますし、国語算数理科社会、主要科目だと思いますけども、そういったのは一斉に行うのか、そうでないのかどうかお伺いします。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、答えはですね、全教科一斉でございます。小学校は昨年全教科終わっております。中学校は今年度でございます。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。はい。

○議員（13番 高津 鶴己君） 教科書選定を行う場合に、多分先生方が中心になって行っておるのかあるいは有識者も入って行っておるのか。元校長先生あたりがやっておるのかどうか、というその選定される先生方っていうのは、どういった方なのか、その名前、職歴といいますか、そういったのは公表されているのかどうか、お伺いします。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、改定のシステムでございますが、採択協議会というのが立ち上げられます。メンバーはですね、市町村の教育委員または教育長のうちから、市町村1名出てくるという形になりまして、田川市と田川郡を合わせて8人、12地区という形で県から指定されているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 8人の委員といいますか、の方が選んでおられるということでもありますけども、そういった人の名前というのか、現職っていうのは公表されているんですかいらないんですか。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 選定に当たりましては、採択協議会というのがありまして実務を扱うですね、その下に選定部会という組織があります。それは現役の校長なり教師が入って、専門の分野の中で検討していただくという形で進めております。名前については非公表でございます。してません。非公表でございます。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 過去ですね、教科書選定でちょっといろいろな事件があったように記憶しております。そういったことで、公表してないというのは理解出来ます。で、この教科書選定に当たっては、福智町単独ではないと思いますけども、田川市郡で共同でやっておるのか、あるいは筑豊地区なのか、あるいはもっと広いこう区域というのか、どういった広さでの形

で選定されておるのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、こういった区域かといいますと県のですね、教育委員会が採択地区を決定いたします。文科省に報告することとなっております、田川郡は先ほど少し触れましたが、田川市7町村、計8市町村で、県から12地区という形で、採択地区を指定されております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 12地区あつての田川市郡は、共同というか一緒の教科書を使って授業されておるといのは理解しました。教科書については当然文部科学省が検定という作業をやっておるといいますし、この検定済みの教科書の中から1冊を選ぶということであると思えますけども、大体どれくらいの数あつて、いわゆる教科書作成会社といのは何社ぐらいあつて、幾つの中から1冊を選ぶということになるかと思えますけども、こういった基準っていつのか、考え方で選んでおるのか、その辺よければ教えてください。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、令和6年度のですね教科書発行会社、全国で51社、このうち24社が義務教育小学校用の教科書を発行しております。採択の基準につきましては、学校指導要領にのっとり、教科の目標に適したものであり、評価の特性や生徒の実態に合ったものを公平かつ厳正に選定することとなっております。義務教育学校の教科書は文科大臣の指定を受けた発行社が発行できるという形になっております。そのですね、指定を受けたものものはどういう方かという形がありますが4項目ほど挙げさせていただきたいと思えます。まず1点目が資本の額でございます。資本金の額が1,000万以上であること。2つ目、専ら教科書の編集を担当し、これを適切に行われると認められる者が5人以上置かれているもの。3番目、当初の出版に関する相当の経験を有する者がいること、4点目、当初の発行に関し、著しく不公平な行為をしたことがないものという形になっております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 選定委員といいますか、選定部会、あるいは選定協議会で、最終選ぶということでもありますけども、その選定委員といのは、実際に国語の教科書はこれにするよといのは、何ていうか、それぞれの委員の経験なり、授業の教え方なり、見た上で選んでおるのか、何かぱっと見た感じで、選定されておるのかその辺をお伺いしたいんですけど。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） こういった形からですね1冊の教科書を決めていくという形になりまして、我々が入ってるのが採択協議会のメンバーでございます。その下に校長また教員が入った

選定部会というものが、会議があります。そこで再三ですね、何回も回数を重ねて、今現在教えている教科の先生方の意見等を総合的にまとめたものが、上部に上がるシステムとなって、そこで採択という形になっていくシステムになってます。

○議長（皆川 高司君） はい高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 教科書選定については大体理解出来ましたが、教科によっては副読本というのか、特に社会科とか、あるいはいろんなものについては、近隣だとか郷土だとかですね、ローカル色が出てくると思いますけども、この副読本というのは、多分福智町でもあろうかと思えますけども、この選定については、福智町独自でやっとなのかあるいは、田川市郡共同でやってるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、副読本のことについてでございますが、今現在はありません。副読本はございません。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ちょっと認識を間違えました。私らのときにはあったように記憶とったものですから、そういう質問をしました。紙の教科書以外で、タブレット利用の電子教科書というのは、これ通告してなかったかな、特に小学校3年あるいは小学校5年から英語の学習を始めたということでもありますけども、英語なんかの場合にはタブレットの利用というのが非常に有効だと思いますけども、そのタブレット教科書というのはもう既にあるんでしょうか。ないんでしょうか。ちょっと通告してなかったけど。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） 補助教材的な形です、紙の教科書にQRコードというのが付いております。そのQRコードをタブレットで読み取って、子供たちなり授業で活用して勉強するという方法をとっておりますので、デジタル教科書という形じゃなくてですね、そういう使い方を現在しているところです。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 小学校の時間割というのは、今現在小学校4年から6年は毎日6時間授業と1時間は1コマ45分ということで聞いておりますけども、国が定める年間の標準時数としては1,015時間ということになっておりますけども、福智町はこのとおりなのか、あるいは独自の標準時間数設けておるのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、授業時間数ですが1,015時間という形になっております。総授業数はですね、各教科、道徳、外国語活動の時数で、文部科学省が示す標準時間が1,015時

間、小学校4から6年ですね。ですが、各学校が計画する授業時間は、各学校の実態や特色を反映するので、時間に福智町もですね、その学校ごとに時間が違うようになっておりました、ちょっと示しますと、うち4小学校、2中学1義務ありますが、少し触れさせていただきます。上野小学校ではですね令和6年1,026時間、市場小学校1,024時間、弁城小学校1,035時間、伊方小学校1,020時間、金田義務教育学校1,025時間という形ですね、国が定める1,015はオーバーしているところでございます。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 学校によって若干増減ってやっぱりあるというのは初めて聞きましたけども、夏休み明2学期が始まってすぐの8月29日30日、台風10号は九州に接近して、小中学校休校としましたけども、これを補う学習というのは、1,024なり、1,035なりあれば、やらないのかなと思いますけども、答弁お願いします。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） そういった形ですね、風災害がまた疾患等でですね、休校になる場合がありますが、その日数を補うですね、授業は増やさなくていいということになっておりますが、またこの2日間の休みをどこかで回復しなきゃいけないといった形になりますので、各学校の中でですね、今後検討していくという形になります。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 新型コロナウイルスが2020年に始まったというかあったわけなんですけれども、安倍総理が全国一斉長期休校とした2020年度の時間数っていうのは大幅に減ったんじゃないかと思います。大体3月から5月末ぐらいまで長いところはですね、休校にしたということでありましたけども、このときの学力テストの結果、減ったんで、悪かったんじゃないかと思いますけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、2020年度ですね、コロナウイルス発生で思わぬ長期のですね、臨時休校になったという形で、2020年は学力テストが行われておりません。実施しておりません。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 実施してないと、実質実施出来なかったというふうに理解しますけども、こんなに3か月間も長期学校休校にしたのが、私は不登校が多くなった原因だというふうに考えて、これは私の私見で、次の質問に移ります。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（13番 高津 鶴己君） 台風、災害対策、今回の台風10号の関連であります。8月

22日にマリアナ沖で発生した台風10号は、予測不可能な迷走台風ということで九州に近づいて停滞したという、宮崎県で突風が吹いた、竜巻が吹いたとか、大雨を降らし、9月1日正午に熱帯低気圧になったということでもありますけども、福岡県下に近づいた8月29日30日を小学校臨時休校としたと、福智町はたしか28日の朝午前中に判断したと思いますけども、これは妥当なものだと思います。特に福岡市の教育委員会については、29日警報が出ているにもかかわらず、生徒を登校させたということで、非常に保護者、あるいはマスコミから叩かれておりました。教育委員会の判断は正しかったと。この台風で避難所の開設はいつ行ったのか、何か所開設したのか、お伺いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 防災管理管財課の山本です。お答えさせていただきます。自主避難場の開設につきましては、8月29日の木曜日、午前9時に町内3か所の避難場を開設いたしました。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 29日9時に3か所開設したということでもありますけども、これは自主避難であったのかあるいは、高齢者等の避難指示ということで、出したのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） この避難につきましては、自主避難での対応でございました。この自主避難所を開設した後に、警戒レベル3相当の高齢者等避難情報を発令いたしました。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 避難所を開設の後、高齢者等避難情報、指示ではなかったわけですかね。避難情報ということでありましたけども、この3か所に避難された方々、何人だったのか。どういった方々が避難されたのか、わかれば教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい。山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） はい、3か所の避難者の数でございますが、まず赤池中央公民館が17名、世帯で13世帯、金田分館が23名、世帯で18世帯、方城児童センターが19名、世帯で15世帯、3か所の合計で、1番多いときの人数の合計になりますが59名、世帯で46世帯という形になっております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 59人だったということでもありますけども、いわゆる高齢者が多かったのか、あるいはそうでない若い人もいたのか、中年の方もいたのか、その辺は把握されていないですかどうですか。

○議長（皆川 高司君） 防災管理管財課課長、山本さん。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） はい、避難者の年齢でございますが、下は子供から上は90代のお年寄りの方まで、高齢者の方までいました。その中で70歳以上の方が、59名のうち50名、率にして85%の方が70歳以上の方という状況でありました。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 大体高齢者が多かったということで理解しました。この避難場所についてはどういった物品、あるいは備品というのを町は準備されておられたのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 備品の準備でございますが、まず日常生活をする上で必要な生活用品、そして避難者の体調管理のための血圧計や医薬品のセット、また避難場生活を支援する折り畳み式の簡易ベッド、段ボールベッド、またブルーシート、毛布、抗菌マット、パーテーション、扇風機やスポットクーラーなどを準備しました。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 必要な最小限必要なものを準備したということでもありますけども、当然テレビ等というか、それはすぐ見られる位置にあったんですか。それとも情報については全くわからない状況であったのかどうか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 避難場の施設の設備のレイアウトとかそういうところにもよるとは思いますが、ロビーにはテレビがあったりする場所もございますし、必要に応じて職員が張りついていますので、何かその気象状況なり、環境の変化があったときは職員がお知らせするといったような対応、体制をとっておりました。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） そういった状況であれば安心しました。最終的に避難場所の閉鎖というのは、いつの時点で行ったのかどうかをお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 自主避難場の閉鎖につきましては、8月30日の金曜日午後2時に閉鎖をいたしました。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 8月30日午後2時、これは警報が解除された、あるいは注意報も消えたとかなくなったとか、いつのどういう時点でしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） はい、警報につきましては解除しております、また当日8月30日金曜日の8時時点で、避難者が1けたになったこと、もうほとんどの方が30日の午前中には避難者も御自宅なり職場のほうに行かれたといった状況を、ただ早く閉鎖も検討はしましたが、その時点で気象庁から、福岡県において線状降水帯の発生の可能性があるといったような発表が継続的になっておりました。そのため防災会議を開いた中で、降雨の状況を引き続き注意して、自主避難場の開設については、昼過ぎぐらいまで様子を見ようという判断をしました。その結果午後になってから、またその気象状況、現状を見たところですね、線状降水帯の発生による大雨が降るといったことがなかったことから、またその時点では避難者も0人といったところで午後2時、自主避難場3か所の閉鎖を決定いたしました。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい、今の説明でよくわかりました。台風10号の被災箇所、被害金額などは、9月4日初日の町長挨拶では、現在全容取りまとめ中で、議会最終日に追加議案、補正予算第3号として提出すると言われましたけども、大体今現在ある程度集計で出来ておると思いますけども、どれくらいの被害があったのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 台風10号の被害についてでございますけども、予算を伴う被害箇所数としましては、軽微なものを含めて合計で127か所でございます。また被害総額は約4,000万となっております。4,000万、約、はい。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 思いのほか被災箇所、金額があったなと思います。これは最終日の追加議案でまた質問したいと思います。急傾斜地の防災工事について、精力的に町長進められていると思います。令和5年度の決算書では補修工事が3か所、それから崩壊対策工事として赤池西町での工事が行われておりました。令和6年にも懸案でありました弁城迫地区についても、既に工事をしていただいております、防災工事を行われておりますけども、ほかに手当すべき危険箇所として、この台風10号の被災を勘案した上で、手当すべき危険箇所としてどれほどあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課より、数字の報告をさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、建設課仲村課長。

○建設課長（仲村 芳久君） はい、それではお答えします。急傾斜地ということでお答えさせていただきます。現在急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた赤池西町地区の対策工事を行っており、来年度完了します。事業完了後、福智町における急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所はなくなりますが、福岡県地域防災計画において、事業要件である危険か所は17か所あります。その重要な箇所につきましては、現在のところ、県の危険区域の指定が受けておりませんので、今後指定状況を見ながら、対策を検討していきます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 17か所は危ないところがあるというふうに把握してるということでありましたけども、地球温暖化あるいは沸騰化という言葉も出ておりますけども、大雨が降り、あるいは線状降水帯というのが、気象用語でありますけども、これがとどまっておれば、土砂崩れが起こるというような覚悟しなければならないという状況になったと私も考えます。そういったことで、危険箇所についてはできるだけ早く解消していただきたいと思います。この項目の最後の質問であります、農業関連で福智町のこの台風10号での被害の全容を把握しておるのかどうなのか。そしてこの被害に対して救済あるいは補償する手だてがあるのかどうなのか、お尋ねします

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当の者ほうから説明させていただきます。

○議長（皆川 高司君） 農政課白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 農政課の白石です、よろしく申し上げます。被害のほうはおおむね把握しております。被害に対しての手だてにつきましては、個々の農家が被害に備えて加入する農業共済組合の農作物共済や建物共済等があります。

○議員（13番 高津 鶴己君） 農業共済等で補償されるということでもありますけども、実際の被害の概要というのは、全容というのか、その辺の掌握はどうなんでしょうか。もう1回説明をお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 個別な内容ですかね、ちょっとその辺を把握しておりません。

○議員（13番 高津 鶴己君） 把握してないということで残念でありますけども、共済のほうで手当てるから、町はやらないというふうに聞いておりました。残念であります。次の質問項目に移ります。少子化対策等について、岸田内閣元内閣は、異次元の消費者少子化対策実施ということであつておりましたけども、国が行った少子化対策の内容はどんなものだったのか、御説明ください。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 内容つきましては担当課より御説明申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、まちづくり課長、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） まちづくり総合政策課の木村です、よろしくお願いいたします。岸田内閣における少子化対策の内容としましては、令和5年12月にこども未来戦略を閣議決定し、令和6年から8年度の3年間を集中取組期間とし、こども・子育て支援加速化プランの各種施策の実施に取り組んでいるところでございます。加速化プランの施策の3つの基本理念から構成されており、1つ若い世代の所得向上に向けた取組、2つ全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、3つ共働き・共育での推進であります。主な内容としましては、児童手当の拡充や、出産一時金の増額などの経済的支援の拡充、男性の育児休業取得の促進や、育休手当の給付率の拡充などの、共働き・共育での推進、幼児教育保育の質の向上や、産前産後ケアの拡充など、こども・子育て世帯を対象とした支援を強化し、子供を産み育てやすい環境を整えることを目的とした内容となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） この岸田内閣の異次元の少子化対策に、さらに福智町独自で行った少子化対策、あるいは国の政策に上積みした施策というのはどういうものなものであったか説明願います。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 町独自で少子化対策として行ったことを説明させていただきます。まず保育料の完全無償化、これが一番大きなものと思っております。令和5年度より実施しております。また平成24年度からはこども医療助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、また令和2年度におきましては、結婚新生活支援事業、これについては建物の購入やリフォーム、家賃・引っ越し等の補助となっております。そして令和6年度におきましては、給食費の完全無償化、そのほかに医療的ケア、日常生活支援事業、在宅の医療的ケア児の訪問看護ステーション利用料の助成、以上となっております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 福智町独自の施策によって、福智町の転入人口の増加に寄与したと、町長が自負するものがあれば、その内容の説明をお願いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 人数等については細かく把握しておりませんが、住宅の新築に伴ってですね、働き方世代の方々が多く福智町に入ってきております。亡くなったかたは、結構数は170ほどいたと思うんですけども、それ以上に子供たちの出産の数、その分がそれに見合うように増えてきております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 9月2日の西日本新聞2面の社説です、男女の事実婚のパートナー、いわゆる内縁関係のあるものについては、遺族年金、雇用保険など、社会保障制度で男女の事実婚パートナーは、支給対象となっておるということでもありますけれども、これはどういう形で事実婚というのを、町として把握しておるのか認定しておるのか、また住民票上では、どういう表示になっておるのかどうか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課より御説明させていただきます。

○議長（皆川 高司君） 税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） まず、内縁関係とは婚姻届を提出していないものの、お互いに婚姻の意思を持ち、夫婦同然の共同生活を営んでいる男女の関係を意味します。内縁関係の夫婦は、社会保障や、公的扶助、医療費、慰謝料や財産分与の請求など、様々な場面で、法律婚の夫婦に準じた法的な保護を受けることが出来ます。その証明にはそれぞれの場面において必要となる書類が定められておりますので、一律ではございませんが、多くの場合住民票において、世帯が同一であり、一緒に暮らしていることや、同居期間の長さを確認したり、賃貸物件の賃貸借契約書、給与明細書、健康保険証、3親等以外の親族以外の方の証明などで確認しているようです。住民登録の場合における確認は、届出人からの申出により、両者に婚姻の意思があるか、戸籍上の婚姻関係がそれぞれないか、再婚禁止期間でないか、婚姻年齢に達しているかを確認し、世帯主との続柄に、夫（未届）、または妻（未届）と記載します。以上です。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 住民票でも、ある程度というか、届けということで表示があるということで理解しました。かたや同性の事実婚については、パートナーシップ宣誓制度というのを取り入れておる自治体が、この新聞では390を超えるということでもありますけれども、福智町はこの制度を取り入れておるのかどうか、お伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい、福高課長。

○人権推進課長（福高 教晃君） 人権推進課福高です、よろしくお願いたします。福智町の現状につきましては、福岡県が令和4年4月に福岡県パートナーシップ宣誓制度を開始しております。それによりまして現在、60市町村全ての市町村で、この宣誓制度、または行政サービスの提供を行っているところでございます。福智町におきましては、県が示しております10項目の行政サービスのうち、障害のある人に対する軽自動車税減免申請、住民票への記載、母子手帳の交付、要介護認定申請の4つの行政サービスを行っておるところでございますが、今後につきましては各課と協議を行いまして、福智町で取り入れられる行政サービスについては、随時検討し

ていきたいと考えております。以上です。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 6項目目の質問については、ちょっと時間がないので、省略します。次の質問、独り暮らしの高齢者対策について、福智町の令和6年3月31日現在、総人口は2万1,085人、世帯数は1万1,188世帯、65歳以上の高齢者は7,771人で、高齢化率36.9%ということになっております。独り暮らしの年齢を問わないひとり暮らしの人の数というのは何人なのか。高齢者、いわゆる65歳の高齢者は7,771人ですけれども、直近の数は何人なのか。75歳以上の後期高齢者の独り暮らしの数は何人なのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 独り暮らしの高齢者の対策については担当課より報告させていただきます。

○議長（皆川 高司君） 高齢者高齢障がい福祉課長。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） 高齢障がい福祉課の若林です、よろしく申し上げます。今現在の住基で調査しましたところ、1人世帯の人数につきましては5,719世帯。そのうち65歳の高齢者による1人世帯は3,242世帯、また75歳以上の後期高齢者の1人世帯につきましては2,002世帯であります。しかしながら世帯分離してしまして、本当に家族と一緒に生活している方や、近くに身内等がいる方を除いた、本当に孤立したひとり暮らしの人数につきましては、把握は出来ておりません。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ちょっと今の数が理解出来ないんだけど、世帯分離どうのこの言ったんだけど、独り暮らしの数が5,719、まず全体で、65歳以上が3,247って言ったんですかね、あっ2。で75歳以上が2,000という数字ですね。わかりました。独り暮らしの後期高齢者75歳以上、2,000人おられるということでもありますけれども、この方々に対して、町はどのような施策を実施されているのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 高齢障がい福祉課長。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） 独り暮らしの後期高齢者に対しましては、地域包括支援センターと連携しまして、定期的な見守り訪問や、各地区に委託されています、民生委員等による訪問活動を行っております。訪問により、支援が必要な高齢者がいた場合は、適切な制度へつなげてまいります。また災害時において、後期高齢者が主に登録されています、福智町避難行動支援者登録台帳、各地区の行政区長、及び民生委員、並びに地区消防団に配布して、見守り等を実施しております。以上です。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 見守り活動を行っておるということでもありますけども、実は昨日ちょっと大騒ぎしたんですけども、やっぱり75歳以上の独り暮らしの方で、電話しても電話でないと、車があると、犬もいるということで、中で倒れておるのではないかという想定のもと、最悪そこまで考えて、どうしたものかと連絡のしようがないというんで、最後は警察のほうに連絡をして、一緒にもうガラスを割って、入ろうかというところまで行ったんですけども、警察のほうがいわゆる子供さんの連絡番号を把握しておって、子供さんに連絡したら、病院に入院したということで、事なきを得たわけなんですけども、やっぱり独り暮らしの見守りというのか、注意はやっぱり必要なと思います。ちょっとこれは石谷議員が御存じかと思いますが、野添地区ではたしか高齢者、黄色い旗を出したり入れたりというようなことをやっておられたと思うんですけども、やっぱりひとり暮らしの高齢者についての見守り活動、声掛け活動というのは必要じゃないかなと痛切に感じました。ということで今ちょっと蛇足であります。令和5年度70歳以上の方、5,738人、対象者は6,390人おったようでもありますけども、敬老祝い金と商品券を渡したということでもありますけども、コロナ禍以降、町は敬老会を実施しておりません。敬老会を復活、実施する考えがあるのかどうなのか、町長にお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、お答えさせていただきます。毎年敬老会を実施することに当たっては、各地区の老人クラブ代表で組織されています敬老会実行委員会というのがございますけども、そこで検討をしております。しかしながらまだまだコロナウイルスが、一定の区切りがつかないといえですね、高齢者の感染、重度化リスクを考えると、なかなか実施する考えには至っておりません。来年度以降も実施するかどうかの判断は慎重にする、行う必要があり、実行委員会の中で検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） コロナが怖いんでということで、私自身も7月にコロナにかかってちょっとひどい目に遭いましたけども、家に閉じこもり、テレビ相手では認知症が進むと思います。独り暮らしの高齢者を極力外に引っ張り出す工夫が必要だと、私は痛感しております。町としては、これからどういうことをやっていくのか、あるいは今現在やっているのかどうか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この件に関しましては、先日楽天と包括連携協定を結びました。その中でやはり楽天ヘルスとかいう取組がございますけども、お年寄りの方々、認知症を若干抱えている方々をできるだけ外に出て、介護予防教室や運動教室の参加を呼びかけていくというのも大事になりますけれども、やはり外に出ることによって認知症を抑えるという効果もあると思います。

外に出て健康であれば、その分病院にかからない。そうすると介護保険料が下がる、そういうサイクルもございますので、認知症講演会とか実施する中でぜひ、できるだけ多くの方に参加していただけるような講演会を検討してまいりたいというふうに考えてます。

○議長（皆川 高司君） はい高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 是非外に出す工夫というか、そういうことをお願いしたいと思えます。上野地区古門地区でかつて孤独死があったということを知りますが、この地区以外に孤独死っていうのが発生していないのかどうか。また孤独死を防ぐための活動をどう強化しておるのかどうか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい若林課長。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） 孤独死についてですが、孤独死であったかどうかの、町における状況把握につきましては、全てが把握出来てはいません。また地区名等を申し上げますと個人情報にあたる可能性等もありますので、お答えは控えさせていただきます。家族や親戚がなくて、孤立死ということであればですね、行政の対応となってきますので、孤独死を防ぐ対策といたしましては、先ほど答弁の中で申し上げました、地域包括支援センターと民生委員による見守り訪問等を行ってですね、状況把握に努めていきたいと思っています。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい、包括センターなりであるいは民生委員なりの見守りということをおっしゃいましたが、やはり行政区内で声をかけて、安否というのか、そういったことをやるようにし向けるのが私はこれから必要じゃないかと思えます。ぜひ御検討をお願いします。健康で長生きする秘訣というのは、伝授が必要だと思います。講演会学習会等実施して、特に広報ふくちで大々的に特集を組む考えがあるのかどうか、ホームページもありますけども、ホームページよりもやっぱり広報紙のほうがよく読まれておるのではないかと。特に年寄りの場合にはですね、町民を含めてでありますけども、そういった考えがあるのかどうか、町長にお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えさせていただきます。令和5年、実はですね、令和5年度より広報誌での掲載状況があって8月号で、いきいきサロンという特集を組んでおります。そういうのを踏まえて回答させていただきますけども、高齢者の健康維持に向けた取組につきましては、介護予防教室や体操教室などを行っておりですね、広報紙で皆さんに周知はしております。しかしながら、残念ながら広報紙で配っているにもかかわらず、話をした時にいやそういうのを見てないとか言われる方も多々ございますので、やはり、この広報紙をもっとみんなに読んでいただけるような、いろんな取組等については考えていたところですけども、特集については、効果とか

掲載時期内容等を担当課と検討して、特集を組むような段取りで考えていきたいというふうに思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 是非お願いします。1回特集を組んだからじゃなくてやっぱり、年に1回あるいは2年に1回だとか、そういった思い起こしというのも必要ではないかと思えます。最後の質問です。独り暮らしが困難だと思われたら、近親者、関係者等と相談の上、病院、老人施設等への入居を進めているのかどうなのか。ちなみに進めているとするならば、令和5年度の実施件数はどれほどだったか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい若林課長。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） 独り暮らしが困難な方につきましては、地域包括センターや、専門職といった関係機関と連携しまして、病院の受診であり施設の入所について、家族と調整や相談等を行っています。ちなみに令和5年度の実施件数につきましては29件であります。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 長くなりましたけども、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） はい、次は木村幸治議員の順番ですけど、午後1時より再開します。

午前11時51分休憩

午後0時59分再開

○議長（皆川 高司君） はい。それでは、休憩事前につき、再開いたします。次は、木村幸治議員の一般質問を許可します。はい、木村議員。はい木村議員どうぞ。

○議員（14番 木村 幸治君） 13番の木村です。ただいまより一般質問を行いたいと思えます。今回は、2点の件についてを質問する予定でございましたけども、1つ平成筑豊鉄道に関する経営状況、これをお聞きする予定でございましたけども、行政のほうでも後で説明があるということで、急遽これは取りやめました。残りの1つについてお尋ねいたします。まず1点は防災無線についてでございます。防災無線は災害情報並びに町民への行政の情報提供などで大変役に立っておりますけれども、8月に発生しました台風10号においても、防災行政無線の通報がございましたけど、今回の台風は非常に強いということで、急遽、九州に上陸した後、速度をとって、福智町に接近するのも非常に遅れてきたわけですけども、ただし29日だったでしょうか、台風が到来前日だったと思えますけども、非常に朝から風が強い状況で、私も毎朝犬の散歩しておりますけれども、雨を防ぐ意味で傘をさしてましたけれども、非常に風が強くて、どうかした

ときにはもう一步も前に進めないと、押されないように踏ん張って立っていたというような状況でありましたけれども、そうした中で台風情報が流れました。先ほどの高津議員の質問の中で午前中だったと思いますけども、高齢者と避難情報という情報が流れましたけど、この流れの時点においては非常に恐怖を伴って、うまく情報が伝わったのかどうなのか、そこら辺をまず1点目お伺いしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課より御説明申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい。防災管理管財課長山本さん。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） はい、お答えさせていただきます。まず台風第10号関連の防災無線による放送内容につきましては、自主避難場の開設や閉鎖、また、ごみ収集の中止、ふくーるバスの運休などのお知らせを放送いたしました。このような放送において今議員がおっしゃるような、台風の風が相当程度吹いていると。また豪雨等で、さらに家の中にあるような状況の中で、防災無線の音が聞きにくい、聞こえづらいという声を、うちのほうも電話でいただいております。実際、そのような状況があったと認識しております。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 今回の台風の情報に関しては防災無線はほかの媒体においても、町民には通達されただろうと思います。テレビ放送とか、そういうものにおいても、情報は流れていたんじゃないかと思いますが、私はちょっとそこら辺のことを情報は、感知してませんけども、以前の質問したことに関しては町長から度々そういった形での報告がなされてました。今回のこういう台風災害のときもそうですけども、非常に風雨が強くて、こういう広域の情報だけではですね、非常に伝わりにくいんですね。聞き取れない。風が強いもんですから。もう当然窓を締めてますので、外からの情報というのはまず入ってこないんですね。そういった意味ではうまく情報が伝わったのかどうなのかということが懸念されたわけですが、2番目のことに関してやはり防災無線以外のやはり情報伝達をなされてましたけども、なされていると思いますけどもそこら辺についてちょっと教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 防災無線以外の防災情報発信の手段といたしまして、まず、福智町のホームページ、また、福智町町の公式LINEでの掲載、及び、地上波デジタルテレビ、各御家庭にありますテレビ、デジタルテレビ放送のDボタンによる、各局の防災情報経済、また、携帯電話によるエリアメール配信、そして福岡県の防災メールまもるくんの登録、などにより情報の発信をいたしました。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） はい。確かにいろんな方法で、媒体を使つての情報伝達もなされた、携帯についても、私もメールで受けてました。ただこういう避難情報が出たときに、風雨が強い中で、高齢者特に車を運転されない方なんかはやっぱり避難行動に移るときに、非常に外に出るだけでも危険な状況になると思うんですね。ですからこういう避難状況が出るときにはやはり、もう少し早く、避難情報を出していただいて、風のあまり強くないときに避難行動がとれるようなですね、体制をとっていただけたらありがたいなと。特に今回のような気象情報であると、大型台風ということで、大分心配されたんですけども、結果的には、最接近前が強く、接近後は非常に衰えていったということで幸いでしたけれども。今後はそういった面での情報の発信にひとつ、努力していただきたいというふうに思います。今回のいわゆる町内3か所の、避難場所がそれぞれ放送されてましたけども、避難場所の人数については先ほどにもお答えがありましたけども、ただ1か所方城地区においては、場所の変更というのが情報で流れてましたけど、これちょっとどこがどういうふうになったのか教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい。山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） はい。自主避難場の方城エリアの自主避難場所につきましては、方城分館、というふうに定めております。ただ、避難所開設、直前といいますか、前にですね、浄化槽の不具合が生まれて、その不具合によって管内でトイレがちょっと利用出来ないといったような状況がありまして、急遽、その代替として、方城分館のすぐ隣にあります、方城児童センターのほうに、場所を切替えて、その対応を行いました。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） わかりました。次4番目に被害状況は、どういう状況であったのか、これについてもちょっとすいません、先ほどの質問と重複しますけども、お願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） はい、避難状況でございますが、主な被害として、町道の倒木やカーブミラーのずれ、また、建物関係では、町営住宅や学校施設の雨漏り、また瓦や雨樋の破損などの被害報告がされております。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） わかりました。私も今回の台風が非常に強いということで、ハウスのほうの施設を2か所ほど持ってますけども、前回昨年でしたか、大きなハウスのほうが被害を受けまして今回は今年はその施設は手放したわけですけども、あとの2つの施設についてはやはり台風で被覆が剥がれないようにマイカ線なんかでしっかり固定して、台風に備えてましたけど、意外と被害がなくて、一安心したところだったんですけど、あと、この防災無線で私も小型の受信機を預かっておりますけども、この小型の受信機は、日頃はちょっとうるさいかなとい

うふうに思うんですけども、いざこういう台風が接近したときに、正確な情報を聞き取れるという意味では、大変有意義な機械だろうと思います。以前にもお聞きしたときにはこういう小型無線機が100数十台あるというふうに聞いておりましたけれども、現在の小型の無線機の使用状況についていんでしょうか、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい。山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 戸別受信機の活用につきましては以前にもお答えさせてもらった経緯があるかと思いますが、貸与という形ですね各行政区長へなり公民館の地域での活用や、また消防関係出先施設の一部などに貸与設置をしているところです。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） こういう機器は何台ある。で、何台あって、何台が今使用されているのか。教えてください。

○議長（皆川 高司君） 山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 過去からずっと、累積した貸与による累積数でございますが、今146というふうになっております。今から、過去20年ほど前にですね、いろいろと防災無線なり、情報の共有化という部分から、先ほど言いましたような、消防関係だとか、そういった組織に、合併前からですね、いろいろと配布をした部分の数がかなり多くございまして、近年ではですね、それにかわって、通信環境の変化とか、そういったところで、例えばライン、グループラインだとか、そういうところの情報伝達の手段とかが変わったことによりですね、貸与する個数については、今現在はちょっと激減をしているところです。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） ちょっとまず耳が悪いのでよく聞き取れなかったんですけども、実際のどのくらい活用されてるんですか、何台。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 今申したように、過去20年前から貸与ずっと長い間してましてその累積数が146といったような状況でありますけど、その中にはですね、そのときの役をもう変わられてる方とか、あるいはもうお亡くなりになってる方とか、そういった方もありまして、全部返却が出来てるかっていうとちょっと全部は返却出来ない状況もございまして、で、今うちの手元に在庫としてあるのは、20年ぐらい前に購入したものでありますので、また貸与の返却とかいう部分もありまして、起動がしっかりできるものとしたしましては最低でも50個はあるというふうに、在庫の確認をしております。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（14番 木村 幸治君） 新しい機器もあると。私が今使用しているのはちょっと、従前

の古い機種ということでもいいですか。

○議長（皆川 高司君） はい。山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 恐らくですね、議員がお持ちなものと同じだろうと思います。ちょっと確認してみないとわかりませんが、恐らく同じだと思います。

○議員（14番 木村 幸治君） 大体わかりましたけれども、いずれにしてもあんまり活用されてない。台数もはっきり把握されてない。というふうに受け取ってよろしいでしょうか。やはり小型無線機、受信機は、非常にいざというときには役に立つ機器なものですから、ほんと言うたら、全戸に配布してほしいぐらいの、というふうに思ってますけども、そういうためには費用的に非常に大変だと思いますのでそれは無理だと思いますけども、せめて、町が保有してる、こういう小型受信機は、やはり有効に活用すべきだろうと思います。そのためにはやはり、各地域の自治会の長とか、老人クラブとか自主防災組織などもあるそうですけれども、こういったところにですねやはり貸与して、やはり災害に備えて、その地域の方々は迅速に対応できるような体制をやはりとるべきだろう、せつかくの財産を有効に活用すべきだろうというふうに私は思います。ぜひその方向で取り組んでいただきたいなというふうに思います。以上で私の質問終わります。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） はい。次は、田寄みゆり議員の一般質問を許可します。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） はい、議長。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員どうぞ。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 3番、田寄みゆりです。最後になりました。ちょっとどきどきしています。よろしくお願ひします。まず、1番目の質問ですけれども、国民健康保険の一部負担金の減免と免除についてということでお尋ねをいたします。物価の高騰がとまらず、生活の苦しさを訴える町民が今ふえております。生活に困窮した国民健康保険の加入者が病気やけがで診療を受けた場合に、一部の負担金の減額や免除、あるいは支払いの猶予を受けられる制度が定められております。この制度の仕組みや内容、そして、町としての対応をお尋ねしたいと思います。①番の質問です。町民の方から、生活が苦しくて、国民健康保険税が払えないという御相談はあるのでしょうか。その相談はあったとしたら、どのように対応されているんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、税務住民課長、仲村さん。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 国民健康保険税は被保険者世帯の前年度の収入に応じて、算出しております。このため特別な理由がない場合におきましては、お支払いをしていただくように説明をしております。また滞納者から相談があった際は、その状況などをお聞きいたしましてその方の状況に応じて分納での支払いの約束や執行などといった対応をしております。なお分納の

お約束を守れない方につきましては、預金や給与の差押えなどを行っております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） はい、ちょっと厳しい対応をされているということでした。②なんですけれども、国民健康保険税を納めている町民の方が、病院にかかるとき、診療時の負担金を払えないという御相談はあるのでしょうか。もしあるとすればその相談にはどのように対応されているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 病院で支払い時に支払う個人負担分が払えないという相談は今のところ受けておりません。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） ③の質問ですけれども、国民健康保険は、地域から、国民皆保険制度を支えている重要な保険ですが、加入者は、年金生活者の年金生活をしている高齢者や、低賃金で働く非正規労働者、町の商店の経営者など、生活にゆとりがない方が多く、保険料や窓口での支払いが大きな負担となっております。外来診察料、あるいは入院費が払えず、受診や入院が出来なかったという事例は、町に尋ねられたとか、町でそういうことを聞いたとかいうことはあるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、課長どうぞ。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 把握しておりません。

○議長（皆川 高司君） はい、田崎議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） はい、町民の方は町をあんまり頼ってないんですかね、ちょっとそういう情報が町に来ないということが少し心配になりました。④番の質問ですけれども、国民健康保険の加入者が生活に困窮したときに、窓口で支払う一部負担金を減免あるいは免除や支払い猶予など、安心して受診できる制度があると聞きました。国民健康保険法第44条の1項で定められている制度は、どのような内容なのか、町がこの制度を実際に実施しているのかをお聞きいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、仲村課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 国民健康保険法、第44条第1項は、災害の被災者や、異常気象による収入が著しく減少した方、本人の責によらない、失職、執拗により収入が著しく減少した方など、特別の理由がある被保険者の医療機関へ支払う一部負担金の減免や免除し、徴収猶予を認めることができる制度でございます。町は規則のほうで定めております。

○議長（皆川 高司君） もう1回。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 福智町におきましては規則で定めております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） はい。今44条の説明をしていただきましたけれども、正確には、第44条は、市町村は、特別の理由がある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、1、一部負担金を減額すること。2、一部負担金の支払いを免除すること。3、保険医療機関に対する支払いにかえて一部負担金を直接に徴収することとしその徴収を猶予することが、できる。とされているのが44条です。その中で、特別の困難がある場合に限るということで、今御説明がありました特別の理由、災害によって、被害があったとか、それから事業または業務の休廃止があり失業などによって収入が突然に減少したときなどの理由によって、保険料の負担金が支払えない場合に、それを貸与する、あるいは減免するということが求められております。今規則で町則で定められているということでしたけれども、町則では具体的にどのように定められているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 町の規則ではこの特別な理由ですね、災害の被災者や異常気象による収入が減少した方等々ですね特別な理由を定めて、それに基づいて執行猶予等をしますよという規則で定めております。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） はい、⑤の質問ですけれども、厚生労働省がこの44条について、平成31年2月1日付で都道府県知事あてに送った、保険局長通知の内容をお尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、仲村課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 平成31年2月1日付けの通知は、この通知の前日に交付された省令の改正に伴いまして、昭和34年に通知した保険局長通知を改正したものという、通知です。改正の内容としましては、保険等の一部負担金の減免や免除の認定の際に、先ほど言った特定の特別な理由があるものの判断基準のうち、世帯全体の収入について定めております。この中で、生活保護で定める需要額の合計額が、改正内容は10分の11以下であった場合は対象とすると定められておりましたが、これが1000分の1155以下に改正されたというものでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 厚労省が発したこの平成31年2月1日付の通知はですね、今、課長が言われたことももちろん書いてあったんですけども、1番大切なことは、この通知は44条について、被保険者である町民に44条の内容を周知徹底することを求めたものです。町では職員や町民の方に、この通知の内容について、あるいはこういう一部負担金の減免について

お知らせを出しているでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、仲村課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 平成30年のときにですね、通知は周知はしていると思います。規則の制定もこの頃に改正をしておりますので、通知はしております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） しかし実際に、このことを御存じない方が余りにも多いのではないかと思います。私が最初にお尋ねした窓口でも、窓口の方は御存じありませんでした。このことをやはり、これは平成31年のお知らせですけれどもそれからもう随分たっておりますので、皆さんに知らせる必要があるのではないかと。そして、私、これ、みんなの国保のポイント、これも見てみたんですけど福智町が作ってるんですかね福智町って書いてあるから、でもこの中にもそのことについては書かれておりませんでしたね。先ほども言いましたように、お知らせ31年の2月1日付のこのお知らせは、この44条について、町民が知る権利があるということを書いているものですので、ぜひそのことをお知らせをしていただきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、仲村課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 生活にお困りの方で、こういう状況に置かれた方におかれましては、まず窓口や、社会福祉協議会などそういった相談窓口にお越しただいて相談をしていただきたいと。この制度に該当した場合でも、すぐに、執行猶予とか減免とかっていう措置は出来ませんので、あらかじめその準備をしておかなきゃいけないということでもありますので、周知はさせていただこうと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） では⑥の質問に移らせていただきます。恐らく3回言ったと思うので。⑥です。物価高騰で、毎日の暮らしが苦しくなっている今、医療費を出せない御家庭があるかもしれません。早めの受診、早めの検査が、病気の重症化を防ぐと思いますが、それが出来なければ命にも関わることです。体調が悪いときに安心して治療ができる、そのためにも福智町でも一部負担金の減免や免除が求められるのではないのでしょうか。今課長がその前に、まだ、相談するところがあるよというふうにおっしゃいましたけれども、まずは、先ほども言いましたように、皆さんにお知らせすることが重要ではないかというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） 考えておりおります。何か答弁要ります。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 考えておりますけれど、町としてはどうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 町としてはどうでしょうか。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） その分については通知は出せるよう、広報等を通じて行っていきたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） はい。⑦ですけれども、実は私も今までこの問題を、この頃初めて聞きました。この制度のことを実は知りませんでした。体調を壊して治療が必要だが、収入が減って治療を続けられないという御相談があったときに、生活保護を進めましたけれども、生活保護は望んでいないということの返答でした。医療費の負担を減免できるともし私が知っていたならば、もう少し御本人の希望に沿った支援が出来たのではないかと思います。このような方が、まだ福智町にはおられるのではないかとこのように思います。それで、まず町民の方にこの制度を知らせることが必要だと考えています。今町長のほうからは、お知らせをするということでしたけれども、課長はいかがでしょう。

○議長（皆川 高司君） はい、仲村課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） この制度の利用に当たっては預金調査なども行いますので、ましてや生活保護基準に沿った算定をいたします。このため、その該当になる方がいらっしゃった場合におきましては、生活保護の受給も見据えて、検討していただきたいと思います。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 生活保護を受けられるかどうかは、その方のそのときの考えであらうと思います。しかし、まず第1番に、この制度を知らせていただきたいということを再度お願いいたします。しかしですね、制度があっても実際にその制度を活用出来なければ、町民の方が安心して受診することは出来ません。お金がないという理由で、医療から排除されることはあってはならないと考えております。そのためには自治体が、一部負担金の減額免除制度を町民に、先ほども言いましたけれども、周知し、もっと広く活用できるよう、国の財政措置も求めるべきだと思います。まず、町の財政が大事ですから、町の財政を考えた場合に、国の財政措置を求めていくということが必要になるのではないかと思います。福智町としての支援をぜひお願いしたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） はい、令和6年の4月2日に参議院厚生労働委員会にて、この制度が現在も活用できるのかどうかということを質問した議員がおります。そして外来診療についても適用は可能だというふうに答弁がなされています。そのときもやはり周知が必要だというふうに、国、厚生労働省は答えておりました。ぜひこのことをよろしくお願ひいたします。そのことをお願ひして次に移りたいと思います。大きな2番目です。総合体育館の建設についてお尋ねをいたします。福智町では、これから新しい体育館を方城グラウンドに建設する方針です。しかしこの建設については、町民にまだ十分知られていないのではないのでしょうか。疑問や意見が寄せられておりますので質問をいたします。①です。町としてこの新しい体育館を新たに建設す

る目的や利用に関する計画などを町民の方にお知らせすることが出来ているでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この体育館の建設につきましては、旧町からある体育館を解体した後に総合的な体育館にするという、計画でございますけれども、体育館の建設について、社会教育施設等を統廃合検討委員会というのは、その中で協議を行ってまいりました。この検討委員会にはですね社会教育関係団体の各代表の方が委員として参加しておりましたので、公民館、体育館を継続的に使用していただいている団体の方々には、周知出来ていると思います。しかしながらまた広報を通じてですね、どういう体育館という部分についてはまだ設計中でありまして、そこから辺がしっかりしたところで、広報に載せるべきじゃないかなというふうに考えてます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） はい。私も調べてみましたら、3月議会の初日、施政方針の政策の柱の3で、公共施設の集約化と機能の効率化を図り、3公民館3体育館を統合する。公民館機能の確保と、総合体育館の整備を進め、設計予算を計上すると書かれておりました。ただこの計画は、今言ったように、町民の方に、具体的に、今、まだ具体化してないというふうにおっしゃったんですけれども、理解を求める機会があればぜひ、今後、皆さんに説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これ全町民にですね広報等を通じて、こういう体育館という計画を提示する前に、議員の皆様方にまず説明をして、こういう体育館を計画しておりますということを、広報等に載せられる状況にして、説明をさせていただきたい。その時期ですね。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） ②の質問ですけれども、体育館の完成時期や建設費用について、今現在の進捗状況を教えていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 生涯学習課長、澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） 建設完成時期でございますが、令和7年度着工し、令和8年度中の竣工を目指してまいります。なお建設費につきましては、現在、基本設計ができ上がったところであり、今から実施設計を移行してまいります。現時点においてですね伝えられるものがございませんので御了承願いたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 体育館の設計委託料が、3月議会で出され、今回追加予算が計上されております。設計料だけでも1億2,000万ということになっておりますけれども、物価高騰が続く状況の中では、今後もこれが増えるということは考えられませんか。

○議長（皆川 高司君） はい澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） 議員のご質問は、設計費の件でよろしいでしょうか。設計費につきましてはですねこれ以上増えることはないというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） ③の質問ですけれども、町民の方からは、新しい施設をつくる前に、今使っているグラウンドなどを先に整備してほしい、体育館より子供やお年寄りが使える施設をつくってもらいたい。なぜ、方城地区ばかりに施設を集めるのかなどの声がありました。先ほど町長は、それぞれの体育館の利用者の方に説明をした意見を聞いたというふうにおっしゃったんですけれども、町民やそんな体育館を使って利用者の方に、建設についての意見を聞かれてどんなふうに意見が出たんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、先ほど町長申しましたとおり、建設に当たっては統廃合検討委員、建設、すいません、社会教育施設等統廃合検討委員会というのを設置しております。その委員の中にはですね、体協の方たちも入っていただいておりますので、そういった中で体協としてどういうものが必要なんだとか、どのぐらいの広さが必要なんだとかっていうことについては御意見を伺ったところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい。田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） はい。私が心配いたしますのは、コスモス診療所が廃止になるときにも、同じようにぎりぎりになって、聞いていない説明が十分されてないという意見が出たというふうに思います。町民の理解がまず十分必要で、理解がなければ、町内が分断となってしまう、例えばその1つの施設をつくるのに、それがどこにできるかで、何かこう、方城と金田と赤池が「あんたとこいいね」、「俺とこがひどいばい」みたいなことになってしまっているのではないかと思って、大変それを心配いたします。今回も説明がなされていないと町民の方、執行部側は説明をしましたと意見を聞きましたと。言われていますけれども実際に、私が聞いたところの町民の方々は、説明がなかったというふうに感じております。今後説明会などを行う予定はあるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 先ほど申しました、まずこの設計の実施設計に入る段階で、平面図、立面とかそういう図面が出てきます。図面ができ上がりましたらまず議員の方々に説明をして、そのあとに住民の説明という段取りで行かしていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 町民の方皆さんが納得される状況で、そして、町の中に分断が

生まれのないような形で進めていただきたいというふうに思います。では⑤の質問なんですけども、新体育館は、この人口2万人のこの町にとって適切な規模の体育館といえる体育館なんでしょうか。説明を聞いたときにちょっと余りにも大きくて、町にとってどうなのかなというふうに、ちょっと心配をしております。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 福智町のアリーナに関しましてはですね、今までの体育館、町民のための体育館とかいうのじゃなくて、総合的な体育館となっております。それについてはですね、町民の方の利用も当然のことながら、ほかのスポーツ企画課って県にございますけども、そこあたりと話してるんですけど、交流人口が増えるような、要するに外部の大きな大会とか、そういう部分を福智町に招致できるような、そういう総合的な体育館として計画をしております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） ⑥の質問ですけども、町長はね先ほども言われたように公共施設の集約化と機能の効率化を目指して体育館を統合するということでしたけれども、この新しい体育館が新たなこの負の遺産になるのではないかと。貧乏症の私などは大変心配をするんですけども、負の遺産とならないための町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 先ほども申しました利活用についてですね、町民の方のみの利用となると総合体育館の必要はないかもしれません。しかしながら、今現在テレビ等でもよくあります。Vリーグとかバトミントンの大会とか、そういう大きな大会で多くの方々が参加いただけるような、そういう総合的なアリーナ・体育館としてですね、整備いたしますので、負の遺産になるような体育館とは考えておりません。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） たくさんの方がぜひ福智町に来ていただきたいというふうに思います。財政がですね非常に厳しいと役場の方はいつも言われるのに、一方ではこうした高額の新しい施設はつくられていくということに、町民は大変不思議に思っています。せめて、きちんとした説明を行っていただいて、町民自身が、また使いやすい体育館を目指していただくことを希望してこの質問は終わりたいと思います。議長、続けていいですか。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（3番 田寄 みゆり君） はい、では3番目の、小中学生の通学時の帽子の利用と熱中症対策についてということで質問をさせていただきます。近年は気温の上昇が激しく、小中学生の登下校時の熱中症が心配されるところです。小学校1年生や低学年の児童は比較的、帽子をかぶって通学しておりますけれども、学年が上がるにつれて帽子をかぶる子は少なくなり、女子や中

学生はほとんどかぶっていないようで、いつも気になっておりました。熱中症予防や紫外線予防のために、帽子が必要ではないかと思って質問をすることにいたしました。①の質問ですが、現在は登下校時の熱中症対策はどのように指導されているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 連日ですね、暑い日が続いております。今日現在もですね熱中症アラートが出てるといような形で、学校のほうにはですね、見えるような形になっております。暑さをはかる機械等の、ありまして、また登下校につきましてはですね中学生につきましては、体育会の帽子があります。それをかぶるよという形で指導はしておりますが、なかなか高学年になると着帽が出来てないと。いような状況から、日傘を差していいという形で認めております。また小学生につきましては、家を出るときですね、親さんが家庭の指導のもと、また学校の指導のもと、なるべくかぶるよというよな形で、指導していつているところところございます。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 一時ランドセルが重たすぎるのではないかとということが新聞などでも話題になっていましたけれども、重たすぎるランドセルというの、暑さの中の登下校では負担をかけるのではないかと、このこともちょっと心配をしておりますけど、どうでしょう。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 暑い中での登下校という形で当然その重たいのをですね、かぶっていくと、また負担にもなりますから、なるべくですね、負担にならないよな、登下校が出来んかという形で、学校長には指導しておるところでございます。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） ぜひ、子供たちが安全に登下校できるよな指導をお願いいたします。②の質問ですが、環境庁の調査では、紫外線により皮膚がんや白内障の罹患率が高くなり、小児期からの紫外線予防が今重要とされています。表面的に日焼けをしていなくても、紫外線が当たると、遺伝子に傷が残り、皮膚の免疫が抑制され、皮膚細胞にも影響を与えるそうです。それが40歳を過ぎた頃からがんや白内障の発生リスクにつながるよので、小児期からの紫外線予防が重要といよことになっていよます。子供たちは今、スマホやタブレットパソコンなどで多くのブルーライトも浴びていよるので、より白内障リスクが高くなっています。この点については指導などを行いつているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 当然ですね、熱中症対策の観点からはですね、学校はしてありますが、

特に体にダメージを与える、皮膚がんとか白内障について特別ですね、指導はしておりませんが、熱中症対策に気をつけるという形では、学校では指導しております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） はい、③の質問です。新聞の投稿欄に、日差しから子供を守るために、1年生に帽子よりも日傘を送ってはどうかという意見が出ておりました。先ほど日傘を認めているということでしたけども、1年生にはね、日傘は危険だと思いますけれども、せめて登下校時には、帽子をかぶること、あるいは日焼け止めクリームを使用することを指導していただきたいというふうに思っております。今帽子をかぶる指導しておりますということでしたので、ぜひ、かぶっていない子にはですねもう一度声をかけていただきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、10月に入ればですね、体育祭が10月12日からスタートになります。またそういった観点で、2学期に入れば、大会の練習等もござります。そういった中で長時間の外での練習となりますとやっぱり、体にダメージが当たることとなりますので、またそれを気をつけながら練習もしていくという形になります。また、なかなかですね帽子をかぶれといっても高学年の中学生はですねやっぱり、そのまま指導しても指導が行き届かないといったところとなりますので、できるだけ日傘をですね使うようにという形で、学校のほうは指導しているところでござります。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 子供たちの安全を守ることと同時に、子供たち自身が自分の体調管理を行っていくということが今後必要になってくると思います。昔と違って、子供たちにですね、私たちが運転しながら声をかけるということも、ちゅうちょされますので、何か帽子かぶんなさいよともなかなか言えないんですけれども、町民みんなで子供たちを育てていくまちにしていきたいものだと思っております。教育委員会の皆さんからも御指導よろしく願いいたします。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） 以上で一般質問を終わります。本日の日程は全て終了しました。皆様にお諮りします。明日13日に予定していた一般質問も全て終了しました。明日予定していた一般質問の議事日程を繰上げ、最終本会議にしたいと思いますが、御異議ありませんか。異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、明日は、一般質問の議事日程を繰上げ、最終本会議とすることに決定しました。明日、午前9時より開催いたしますので、御参集ください。会議を閉

じます。本日はこれにて散会いたします。

午後1時45分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

議事日程 (第3号)

令和6年9月13日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 各常任委員会委員長報告及び特別委員会の報告
- ・総務文教常任委員会
 - ・厚生常任委員会
 - ・産業建設常任委員会
- 福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算特別委員会委員長報告
- 福智町議会議員定数削減特別委員会委員長報告
- 日程第3 認定第1号 令和5年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第36号 福智町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第37号 福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第38号 福智町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第39号 福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第40号 福智町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第41号 令和6年度福智町一般会計補正予算 (第2号) について
- 日程第10 議案第42号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第11 議案第43号 令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第12 議案第44号 物品売買契約の締結について
- 日程第13 議案第45号 福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第46号 福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第47号 福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第48号 田川郡町村公平委員会委員の選任について

- 日程第17 議案第49号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第18 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 請願第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 日程第20 議案第50号 下田川清掃施設組合格約の変更について
- 日程第21 議案第51号 下田川清掃施設組合の解散について
- 日程第22 議案第52号 下田川清掃施設組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第23 議案第53号 田川郡東部環境衛生施設組合からの脱退について
- 日程第24 議案第54号 田川郡東部環境衛生施設組合からの田川郡川崎町、田川市、同郡糸田町及び同郡福智町の脱退に伴う財産処分について
- 日程第25 議案第55号 田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第26 議案第56号 令和6年度福智町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 発議第2号 福智町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 各常任委員会委員長報告及び特別委員会の報告
- ・総務文教常任委員会
 - ・厚生常任委員会
 - ・産業建設常任委員会
- 福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算特別委員会委員長報告
- 福智町議会議員定数削減特別委員会委員長報告
- 日程第3 認定第1号 令和5年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第36号 福智町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第37号 福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第38号 福智町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第39号 福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第8 議案第40号 福智町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第41号 令和6年度福智町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第42号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第43号 令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第44号 物品売買契約の締結について
- 日程第13 議案第45号 福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第46号 福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第47号 福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第48号 田川郡町村公平委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第49号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第18 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 請願第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 日程第20 議案第50号 下田川清掃施設組合格約の変更について
- 日程第21 議案第51号 下田川清掃施設組合の解散について
- 日程第22 議案第52号 下田川清掃施設組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第23 議案第53号 田川郡東部環境衛生施設組合からの脱退について
- 日程第24 議案第54号 田川郡東部環境衛生施設組合からの田川郡川崎町、田川市、同郡糸田町及び同郡福智町の脱退に伴う財産処分について
- 日程第25 議案第55号 田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第26 議案第56号 令和6年度福智町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 発議第2号 福智町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（18名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 浦田 大介君 | 2番 森野 和彦君 |
| 3番 田寄みゆり君 | 4番 石谷 光信君 |
| 5番 橋本 騰馬君 | 6番 尾崎さつき君 |
| 7番 小松 繁信君 | 8番 木戸 勝正君 |

9番	朝部 壽君	10番	楠木 靜則君
11番	堀江 政洋君	12番	沼口 富生君
13番	高津 鶴己君	14番	木村 幸治君
15番	日比生洋一君	16番	矢野 博文君
17番	原田 幸美君	18番	皆川 高司君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	森 めぐみ	係長	秀島 慎一
書記	松井 健太		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	副 町 長	竹下 靖
教 育 長	朝部 英晴	会計管理者兼出納室長	森野 道正
総務課長	長野 士郎	まちづくり総合政策課長	木村貴代美
税務住民課長	仲村 和宏	高齢障がい福祉課長	若林 友克
人権推進課長	福高 教晃	健康子育て支援課長	小松 卓美
建設課長	仲村 芳久	農政課長	白石 輝彦
住宅課長	八代 賢一	診療所事務長	守田裕一郎
学校教育課長	田中 智和	生涯学習課長	澤井 秀孝
防災管理・管財課長	山本 一博		

午前9時00分開議

○議長(皆川 高司君) 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまより令和6年第3回定例会本会議第3日の会議を開きます。本日は議員全員出席しています。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。町長挨拶をお願いします。はい。黒土町長。

○町長(黒土 孝司君) おはようございます。本会議初日で上程いたしました議案第36号から議案第49号までの14議案につきまして各常任委員会で、また認定第1号につきましては決算

特別委員会において慎重審議をしていただき、本日最終日を迎えることが出来ました。また本会議初日に御報告いたしましたとおり、本日、追加議案が7件ございます。追加議案としましては、議案第50号下田川清掃施設組合の規約の変更について、議案第51号下田川清掃施設組合の解散について、議案第52号下田川清掃施設組合の解散に伴う財産処分について、議案第53号田川郡東部環境衛生施設組合からの脱退について、議案第54号田川郡東部環境衛生施設組合からの田川郡川崎町、田川市、田川郡糸田町及び同郡福智町の脱退に伴う財産処分について、議案第55号田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、議案第56号福智町一般会計補正予算第3号の合計7議案を上程いたします。追加の7議案を含め、本定例会で上程いたしました議案等につきまして慎重審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。なお本会議初日に申し上げましたが本日の本会議閉会後に引き続き、平成筑豊鉄道についての報告をさせていただきますので、閉会後もそのままお残りいただきますよう議員の皆様のお協力をお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりですが、少し訂正がありますので事務局に発表させます。はい、事務局どうぞ。

○議会事務局長（森 めぐみ君） おはようございます。議会事務局の森です。皆さん御手元に配付してます。令和6年第3回福智町定例議会議事日程第3日が御手元にあると思いますが、本日、本会議最終日追加議案であります、議案50号から発議2号につきまして、議案の右下ですね、討論採決ってなってると思いますが、すいませんこれ訂正いたします。質疑、討論、採決で訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（皆川 高司君） それでは、よろしく申し上げます。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は14番木村議員、15番日比生議員を指名します。

日程第2. 各常任委員会委員長報告

○議長（皆川 高司君） 日程第2、各常任委員会報告及び特別委員会報告を議題とします。まずは総務文教常任委員会報告を橋本委員長。はい。橋本委員長。

○総務文教常任委員長（橋本 騰馬君） おはようございます。総務文教常任委員会報告をいたします。御手元に配付しています報告書の1ページから4ページです。9月5日、議会委員会室にて総務文教常任委員会を開催しました。今定例会で当委員会に付託された案件は、議案6件、請願1件です。慎重審議にした結果、全て可決、採択すべきものと決定しました。委員会での主な質疑等については、報告書に記載しておりますので御参照をお願いします。以上で総務文教常任

会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は厚生常任委員会報告を矢野委員長。はい、矢野委員長。

○厚生常任委員長（矢野 博文君） おはようございます。厚生常任委員会報告をいたします。御手元に配付しております報告書の5ページから7ページです、9月6日議会委員会室にて、厚生常任委員会を開催いたしました。今定例会で当委員会に付託された案件は議案5件です。慎重に審議した結果、全て可決すべきものと決定しました。委員会での主な質疑等については、報告書に記載しておりますので御参照願います。以上で厚生常任委員会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 産業建設常任委員会報告及び決算特別委員会報告を日比生委員長。

○産業建設常任委員長（日比生 洋一君） おはようございます。産業建設常任委員会報告をいたします。御手元に配付されています報告書の8ページから10ページです。9月6日、議会委員会室において、産業建設常任委員会を開催いたしました。本定例会で当委員会に付託された案件は議案1件です。慎重に審議した結果、全て、可決すべきものと決定いたしました。委員会での主な質疑等については、報告書に記載しておりますので御参照願います。以上で産業建設常任委員会報告を終わります。続きまして、決算特別委員会報告をいたします。御手元に配付してあります報告書の11ページから15ページです。令和6年第3回福智町定例会において、当委員会に付託されました、令和5年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出の決算について、9月9日、決算特別委員会を開催いたしました。当委員会の主な意見としては、不用額の大きい項目については、3月の補正予算で減額措置をし、決算時には最低の金額を残すことを指摘しました。審査の結果、当委員会に付託された案件については認定すべきものと決定いたしました。なお、その他の審査意見については、報告書を御参照ください。以上で決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は議員定数削減特別委員会報告を木戸副委員長。はい、木戸副委員長どうぞ。

○議員（8番 木戸 勝正君） おはようございます。議員定数削減特別委員会の報告をいたします。9月4日に第4回福智町議員定数削減特別委員会を開催し、議員定数について協議を行いました。議員定数については現行の18人から1人削減の17人とすることに決定いたしました。委員会の内容につきましては報告書に記載しておりますので、御参照願います。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） ただいま行った報告について、質疑等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。以上で各常任委員会報告及び特別委員会報告を終わります。

日程第3. 認定第1号 令和5年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（皆川 高司君） 日程第3、認定第1号、令和5年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。これより討論を行います。認定第1号について、討論の方はありますか。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 認定第1号、令和5年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について反対の討論を行います。まずこの決算の中で町民の暮らしをどれだけ応援出来ているかということですが、敬老祝い金事業、住民税均等割のみ課税所帯への給付金、子育て世帯への支援給付金、プレミアム商品券及びグルメキャンペーン事業があり、約9,850万円の支出が出ています。この点については、町が頑張って支援を行っているとは評価出来ませんが、不用額の合計は10億2,250万円となっており、実質収支額は10億8,680万円です。経営に苦しむ農家や、中小事業者の方などに、もっと多くの町民支援が出来たのではないかと考えます。一方で、マイナンバー関係には4,900万円が使われております。また、委託事業が変わらず多いと思います。それぞれの委託事業が適切なものなのかどうか、きちんと確認されているでしょうか、検証されているでしょうか。疑問があります。以上のことから令和5年度決算には反対といたします。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案は、表決システムにより採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定いたします。賛成多数。よって本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第4. 議案第36号 福智町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第4、議案第36号、福智町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。はい、田寄議員。

○議員（3番 田崎 みゆり君） 議案第36号福智町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正の条例の制定について反対をいたします。この条例は非常にわかりにくくて、何を目的としているのかということで随分悩んだんですけれども、この条例はマイナンバーを利用するための法律で、健康保険証の廃止につながるものであるということがわかりました。マイナンバーカードもマイナ保険証も、あくまで任意であり強制されるものではありません。以上のことから反対といたします。

○議長（皆川 高司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第37号 福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第5、議案第37号、福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。全員賛成ですよって本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第38号 福智町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第6、議案第38号、福智町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありませんか。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 議案第38号福智町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対をいたします。この条例の改正は、健康保険証が廃止されることに伴う条例の改正です。私は6月議会で、健康保険証を存続させるための意見書を提出いたしましたので、健康保険証の廃止に関するこの議案には反対といたします。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） はい、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第39号 福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第7、議案第39号、福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。全員賛成ですよって本案は委員長

の報告後のとおり可決されました。

日程第8. 議案第40号 福智町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第8、議案第40号、福智町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第41号 令和6年度福智町一般会計補正予算第2号について

○議長（皆川 高司君） 日程第9、議案第41号、令和6年度福智町一般会計補正予算第2号について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方ありますか。はい。田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 議案第41号、福智町一般会計補正予算第2号について反対をいたします。まず、債務負担行為補正となっている業務委託のうち、包括業務委託と、学校給食調理業務委託については、女性の多い職場で、3年間という不安定な働き方をまた強いることになるのではないのでしょうか。女性のお金の立場が非常に厳しいと感じています。非正規雇用職員を増やすよりも、正規の職員を増やすべきだと考えています。次に、今回の補正予算の中に町民への支援が全く入っていませんでした。近隣では住民に5,000円クーポン券や、農業者への支援金、それから電気代が負担になる住民へのクーリングシェルター設置などの支援が行われています。基金費は33億5,670万円を補正され、44億4,260万円となっているのですから、農家や中小企業者、訪問介護事業などへの支援があってもよかったのではないのでしょうか。3つ目です。東部環境衛生施設組合負担金として、田川市との裁判費用が入っておりますが、これには賛成が出来ません。以上のことから反対といたします。

○議長（皆川 高司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。本案に対する各常任委員会委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第42号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第2号について

て

○議長（皆川 高司君） 日程第10、議案第42号、令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第2号について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。全員賛成です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第43号 令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号に

ついて

○議長（皆川 高司君） 日程第11、議案第43号、令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告

は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違えはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。全員賛成です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第44号 物品売買契約の締結について

○議長（皆川 高司君） 日程第12、議案第44号、物品売買契約の締結について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違えはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第45号 福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（皆川 高司君） 日程第13、議案第45号、福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違えはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成。よって本案は原案のとおり同意されました。

日程第14. 議案第46号 福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（皆川 高司君） 日程第14、議案第46号、福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違えはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第15. 議案第47号 福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（皆川 高司君） 日程第15、議案第47号、福智町固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違えはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第16. 議案第48号 田川郡町村公平委員会委員の選任について

○議長（皆川 高司君） 日程第16、議案第48号、田川郡町村公平委員会委員の選任について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違えはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成です。本案は原案のとおり同意されました。

日程第17. 議案第49号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議
について

○議長（皆川 高司君） 日程第17、議案第49号、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 議案第49号、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、反対といたします。この規約の変更は12月2日の健康保険証の廃止を前提として行われるものです。日本共産党は保険証の廃止に反対しておりますので、この議案にも反対をいたします。以上です。

○議長（皆川 高司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めますこれより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違えはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（皆川 高司君） 日程第18、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題とします。これより討論を行います。諮問第1号について、討論の方はありますか。失礼しました諮問第2号について、討論の方はありますか。2号です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について、適任と答申することに賛成または反対のボタンを押してください

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違えはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。全員賛成です。よって、本案は適任と答申することに決定しました。

**日程第19. 請願第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、
2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について**

○議長（皆川 高司君） 日程第19、請願第2号、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について議題とします。これより討論を行います。請願第2号について討論の方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり原案を採択することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対のボタンをしてください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違えはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって請願第2号は委員長の報告のとおり、採択されました。ただいま採択されました請願の事務処理については、議長一任ということで御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） はい。異議なしと認め、事務処理については、議長一任と決定いたしました。

○議長（皆川 高司君） ここで皆様にお諮りします。日程第20から日程第25、議案第50号から議案第55号までの6議案は全て、令和7年4月から田川地区8市町村が、ごみ処理などの事務を共同で行うために必要な案件でありますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、日程第20から日程第25までを一括議題とすることに決定しました。

日程第20から日程25. 議案第50号から議案55号 議案第50号・下田川清掃施設組合規約の変更について 議案第51号・下田川清掃施設組合の解散について 議案第52号・下田川清掃組合の解散に伴う財産処分について 議案第53号・田川郡東部環境衛生施設組合からの脱退について 議案第54号・田川郡東部環境衛生施設組合からの田川郡川崎町、田川市、同郡池田町及び同郡福智町の脱退に伴う財産処分について 議案第55号・田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について下田川清掃施設組合規約の変更について

○議長（皆川 高司君） 日程第20から日程第25、議案第50号、下田川清掃施設組合規約の変更について。議案第51号、下田川清掃施設組合の解散について。議案第52号、下田川清掃組合の解散に伴う財産処分について。議案第53号、田川郡東部環境衛生施設組合からの脱退について。議案第54号、田川郡東部環境衛生施設組合からの田川郡川崎町、田川市、同郡糸田町及び同郡福智町の脱退に伴う財産処分について。議案第55号、田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についての6議案を議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） ただいま議長の許可をいただきましたので、議案第50号から議案第55号までの6議案につきましては、一括して御説明いたします。議案第50号につきましては、下田川清掃施設組合規約の変更についてでございます。内容としましては、令和7年3月31日をもって下田川清掃施設組合を解散する予定であるため事務の承継を初め、あらかじめ規約に定めておく必要が生じたことから、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。続きまして、議案第51号につきましては、下田川清掃施設組合の解散についてでございます。内容としましては、令和7年3月31日をもって、下田川清掃施設組合を解散するため、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。続きまして、議案第52号につきましては、下田川清掃施設組合の解散に伴う財産処分についてでございます。内容としましては、下田川清掃施設組合の解散に伴う、財産処分を田川郡、糸田町と協議の上定めることについて、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。続きまして議案第53号につきましては、田川郡東部環境衛生施設組合からの脱退についてでございます。内容としましては、令和7年3月31日をもって、田川郡東部環境衛生施設組合を脱退することについて、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。続きまして議案第54号につきましては、田川郡東部環境衛生施設組合から、田川郡川崎町、田川市、同郡糸田町及び同郡福智町の脱退に伴う財産処分についてでございます。内容としましては、田川郡東部環境衛生施設組合か

ら、川崎町、田川市、糸田町、福智町の脱退に伴う財産処分を、関係市町村と協議の上定めることについて、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。続きまして一括議案、最後の議案第55号につきましては、田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてでございます。内容としましては、令和7年4月1日から、田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務及び規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。以上の6議案につきまして詳しい内容は、担当課より御説明を申し上げますので御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を仲村税務住民課長に求めます。はい課長どうぞ。

○税務住民課長（仲村 和宏君） おはようございます。税務住民課仲村です。それでは、議案第50号から第55号までの議案の補足説明をいたします。少々長くなりますので、御了承願います。まず、議案第50号、下田川清掃施設組規約の変更についてでございますが、議案第50号の5ページをお願いいたします。第14条に、下田川清掃施設組合が解散した場合において、その後の事務を福智町が担うことを規定する条文を追加する規約変更について、福岡県知事に対し申請するに当たり、地方自治法第286条の規定により、関係地方公共団体である糸田町と協議するため、地方自治法第290条の規定により、構成自治体それぞれの議決を求めるものでございます。次に、議案第51号、下田川清掃施設組合の解散についてでございますが、令和7年3月31日限りで解散することを、福岡県知事に届け出るため、地方自治法288条の規定により関係地方公共団体である糸田町と、協議するため地方自治法第290条の規定により、構成自治体それぞれの議決を求めるものでございます。次に議案第52号、下田川清掃施設組合の解散に伴う財産処分についてでございますが、地方自治法第289条の規定により、議案書2ページに記載しております、別紙の財産について、福智町に全て帰属させ、帰属させた基金は、別紙に掲げる財産と、令和3年に、福智町に帰属させた財産である、旧し尿処理場の維持調査並びに常直等の必要経費の財源とすることとし、この基金に不足が生じた場合は、福智町と糸田町が令和6年度に、下田川清掃施設組合に積み立てる施設解体費積立金負担割合による糸田町26.77%、福智町73.23%とすることを、関係地方公共団体である糸田町と協議し定めるため、地方自治法第290条の規定により、構成自治体それぞれの議決を求めるものでございます。なお、この協議書とは別に、解散後においても福智町と糸田町は、引き続き連携し、2町の責任において様々な課題を処理し、その経費についての、2町が負担することを盛り込んだ覚書を締結することとしております。次に議案第53号、田川郡東部環境衛生施設組合からの脱退についてでございます。田川郡東部環境衛生施設組合で、これまで共同で事務を処理していました塵芥処理施設の総合調整に関する事務と、埋立て処分施設の総合調整に関する事務が、令和7年4月から田川地区広域環境衛生施設組合に移行するため、田川市、川崎町、糸田町、福智町が当

組合から脱退するもので、地方自治法290条の規定により、4市町村それぞれの議会で議決を求めるとのことです。また4市町の脱退に伴い、添田町、大任町、香春町、赤村においては、規約に記載しております構成市町村を変更するために必要な、協議を行うための議案を上程しています。次に、議案第54号田川郡東部環境衛生施設組合からの田川郡川崎町、田川市、同郡糸田町及び同郡福智町の脱退に伴う財産処分についてでございますが、田川郡東部環境衛生施設3施設組合からの脱退に伴い、平成25年度以降に当組合の前年度余剰金を積立てている、当組合財政調整基金の財産処分について、地方自治法第289条の規定により、議案書の2ページと3ページに記載しているとおり、各自治体に返還することを、構成自治体である8市町村と協議して定めるため、地方自治法第290条の規定により、構成自治体それぞれの議決を求めるとのことです。最後に、議案第55号、田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてでございますが、令和7年4月1日から、田川地区8市町村で共同処理する事務を変更することになることから、地方自治法286条第1項の規定により、関係市町村である8市町村と協議により定め、福岡県知事に対し、規約変更の許可申請を行うため、地方自治法第290条の規定により、構成自治体8市町村、それぞれの議会の議決を求めるとのことです。議案書4ページをお願いします。4ページと3ページが逆さになっております。申し訳ありません。新旧対照表をごらんください。変更内容としましては、第3条の共同処理する事務について、現行の右側、し尿処理施設の管理運営に関する事務と、し尿処理、施設の総合調整に関する事務を、左側が1ごみ処理に関すること。2し尿処理に関すること。3ごみ処理施設し尿処理施設及び最終処分場の管理運営に関すること。4一般廃棄物の収集及び運搬を業として行おうとする者の許可及び浄化槽利用の許可に関すること。5ごみ処理施設に附帯して整備するスポーツ施設等の管理運営に関すること。6前各号の事務の総合調整に関することに変更し、第4条の事務所の位置を、現在し尿処理場がある、大任町大字大行事2259番地から、新ごみ処理施設がある、大任町今任原3888番地1に変更するものです。また経過措置として規約第15条第3項で規定する、当該会計年度の前々年度のごみ処理量は、組合が管理運営するごみ処理施設使用開始の令和7年度及び令和8年度にあつては、田川郡東部環境衛生施設組合、下田川清掃施設組合、田川地区清掃施設組合における令和5年度及び令和6年度の関係市町村、処理量とするものです。田川8市町村はそれぞれの9月議会で関連する議案を上程し、承認を求めるとしており、上程した8市町村の全ての議案が可決された後に、それぞれの構成自治体は、協議し協議書を締結いたします。協議書を締結しましたら、まず、解散後の事務に関する、下田川清掃施設組合と、田川地区清掃施設組合、それぞれの規約変更について、県知事に対し許可申請、構成自治体で可決された、規約変更に係る議案の議決結果を添付し提出いたします。この2組合の事務の承継にかける規約変更について、県知事の許可を得ましたが、田川地区清掃施設組合と

下田川清掃施設組合の解散届。田川郡部環境衛生施設組合と田川地区広域環境衛生施設組合の規約変更許可申請書を、田川地区広域環境衛生施設組合設立準備室が取りまとめ、8市町村全ての関連する議案の可決された議決結果を添付し、福岡県知事に提出いたします。田川地区広域環境衛生施設組合と田川郡東部環境衛生施設組合の規約変更について、県知事の許可を得ましたら、令和7年4月1日を施行日とする、田川地区広域環境衛生施設組合条例や規則等の整備、令和7年度予算編成を行い3月末までに、田川地区広域環境衛生施設組合議会において、処理承認された後、4月1日から8市町村での共同処理が開始されることになります。組合の予算は構成市町村からの分担金が主な財源となっており、各自治体の当初予算に盛り込む必要がございますので、各自治体の予算編成に間に合わせるためにも、田川地区8市町村は、9月議会で関連する議案を上程することになっております。なお添田町は9月5日に赤村は、9月10日に関連議案を可決しております。また、糸田町は9月20日の最終本会議において採決する予定でございます。補足説明は以上でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより1議案ごと、質疑から行います。議案第50号について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。本案について、討論の方ありますか。はい小松議員。

○議員（7番 小松 繁信君） 下田川清掃施設組合の関連議案が3件上がっております。この分について、反対します。この案件についてはですね、1から順序よく十分な審議がされておれば、問題なかったと思いますけども、そうでなかったこと。または他市町村とですね、今の時期に足並みをそろえなければならないことは十分わかります。反対理由としては、昨日の一般質問のとおりです。私は、下田川清掃施設組合議会の議長をしております。その立場上ですね、反対せざるを得ないということです。なお賛同者は求めません。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めますこれより採決を行います。本案について、賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違えはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（皆川 高司君）次に、議案第51号について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。本案について、討論の方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君）討論なしと認めます。これより採決を行います。本案について、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君）押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君）なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川 高司君）次に、議案第52号について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。本案について討論の方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君）討論なしと認めます。これより採決を行います。本案について、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君）押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君）なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（皆川 高司君）次に、議案第53号について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。本案について、討論の方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君）討論なしと認めます。これより採決を行います。本案について、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違えはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成です。本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川 高司君） 次に、議案第54号について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。本案について、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違えはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川 高司君） 次に、議案第55号について、質疑の方はありますか。はい。高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） この議案の4ページの新旧対照表で5項ですね、ごみ処理施設に附帯して整備するスポーツ施設等の管理運営に関することと、いうことでちょっと私初めてこの項目を見たわけなんですけども、どういうことなのか、御説明をお願いします。

○議長（皆川 高司君） 税務住民課長仲村さん。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 新処理ごみ場建設に当たりまして新処理ごみ場の50年後の建て替え用地として確保しております用地に、50年分の維持費とですね、維持管理経費とスポーツ施設を整備したときの維持管理経費を比較した際に、スポーツ施設を建設、整備したほうが、経済的であるということから、サッカーコート、フットサル場、スケートボードなどの整備を行っているところでございます。完成は今年度中になると聞いております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） もう、その予算なり、実施しているのか、もうある程度実行に移っておるのか、あるいはこれから予算を提示して、やっぴいこうとしてるのかその辺はどうなんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 税務住民課長分かる。はい、どうぞ。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 計画につきましては昨年の東部環境衛生施設組合の議会において議会、東部組合で説明がなされ、その後、建設費等が12月議会等で詳細が示されまして、今年度から工事に入っているところです。この工事自体は大任町が実施、施工をしております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい。ほかにございませんか。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 同じページの第3条の1ごみ処理に関する事、2し尿処理に関する事、この書き方が余りにもアバウトというか、大まかというか、細かい内容が全くわからないような条例なんですけども、この条例で果たしていいのか、もう少し細かいことを決めておかなければ、何かあったときには問題になるんじゃないかと心配するんですけども、こういう、条例のつくり方でいいんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 議案第50号にですね、下田川清掃施設組合規約をつけておりますが、4ページです。議案第50号の4ページですね。組合の共同処理する事務、第3条にごみ処理に関する事務と記載しております。ごみ処理に関する規約については、通常このような扱いでされております。詳しい詳細なことにつきましては条例等で整備されることとなります。以上です。

○議長（皆川 高司君） いいですか。はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。本案について、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違えはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第56号 令和6年度福智町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第26、議案第56号、令和6年度福智町一般会計補正予算第3号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第56号につきましては福智町一般会計補正予算第3号についてでございます。今回の補正は、台風10号上陸により発生した災害復旧に伴う補正予算でございます。補正額は4,116万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ230億6,192万5,000円とするものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい、総務課長。

○総務課長（長野 士郎） 総務課の長野でございますよろしくお願いいたします。議案第56号、令和6年度福智町一般会計補正予算第3号の概要を説明させていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,116万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230億6,192万5,000円とするものでございます。補正予算の内容は、8月29日に九州を縦断した台風10号の風水害による被災か所、計127か所の災害復旧に伴う予算計上となっております。まず歳出について説明をさせていただきます。説明資料7ページをお願いいたします。11款2項1目道路橋梁災害復旧費でございます。14節工事請負費1,518万6,000円、内容は町道の倒木撤去、浚渫、清掃等、41か所の対応でございます。その下同項2目公営住宅災害復旧費、12節委託料、701万1,000円、町営住宅の雨漏り、屋根雨樋の破損等49か所の復旧となっております。その下段、11款3項1目林業施設災害復旧費でございます。14節工事請負費350万円、林道の倒木撤去、側溝浚渫等5か所の対応となっております。その下同項2目農業施設災害復旧費、14節工事請負費435万4,000円、内容は市場ライスセンター及び上野堆肥舎の補修、農業用水路の浚渫等、9か所の対応でございます。その下段、11款4項1目、公立学校施設災害復旧費でございます。14節工事請負費528万3,000円、弁城小、伊方小、方城中、金田義務教育学校内の8か所の復旧となっております。その下同項2目社会教育施設災害復旧費、14節工事請負費303万2,000円、被災か所は、ふくちのち、金田ドーム、球場等9か所でございます。次のページ8ページをお願いいたします。11款5項1目民生施設災害復旧費、14節工事請負費20万円、金田駅裏青葉会のビニールハウス1か所の破損対応でございます。その下段11款6項1目その他公共施設公用施設災害復旧費でございます。14節工事請負費259万6,000円、被災か所はふじ湯の里、平筑3駅の駐輪場、神崎倉庫の計5か所でございます。以上被災か所127か所の災害復旧に伴う歳出でございます。続きまして歳入、戻りまして6ページをお願いいたします。19款1項1目基金繰入金でございます。財源として財政調整基金から4,116万2,000円を充当しております。なお一部施設に対する、災害保険対応や災害復旧に伴います、特別交付税算入がなされるよう、手続を進めるものでございます。以上で議案第56号の説明を終わります。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありませんか。はい、はい高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい。補正予算第3号ということで、中身については、大体わかりますけども、これはいろんな、倒木だ何だかんだ雨漏り云々ということではありますが、既に仮復旧しておるものあるのではないかと思うし、これからやるものもあるというふうに理解しますけども、いわゆる既に実施したものについては、専決処分でやったというのが正解ではないかなと思うんですけども、いや仮復旧であって、これからやるから、この予算が通った後にやるんだということなのかどうなのか、その辺ちょっと私疑問に思っておりますので、正確な答弁をお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、総務課長。

○総務課長（長野 士郎） はい、当初、予備費での対応を検討しておりましたが想定より被害額が膨らんでおることが判明いたしましたので、補正予算で計上するものでございます。また、発災時期が、議会運営委員会後ということもありまして、ここきっちり議会に御説明申し上げて、御承認をいただく補正予算という対応をとらせていただいております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ということは、これから災害か所について、本復旧をやるということでこの4,100万の予算を使うと。いう理解でいいわけですかどうですか。

○議長（皆川 高司君） 総務課長。

○総務課長（長野 士郎） はい、そのとおりでございます。

○議長（皆川 高司君） ほかにございませんか。はい小松議員。

○議員（7番 小松 繁信君） 今日こういう形で追加議案として上がってますけども、つい先日、これ委員会があったわけですね。そのときにはきちっとした数字がわからんにしてもですね、何時間後にこういう形で、追加で出るんであればですね、内容等の説明はですね、やっぱり委員会の中でも必要じゃないかと思うんですよ。ここをこういう形でやりますと、予算的には、追加予算で出しますけどもまだかちっとその数字が固まってないならないで、説明を多分できるはずやろと思うんですよ。何日か前やからですね委員会は。急に今日、さっと上げるんじゃないでですね、ここを、こうしますとかですね、そういうやっぱ説明は委員会の中で出来る分についてはですね、やっぱりやってほしいなと思います。

○議長（皆川 高司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。本案について、討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について、賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違えはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成です。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第 27. 発議第 2 号 福智町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 27、発議第 2 号、福智町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を副委員長の木戸議員に求めます。はい、木戸議員。

○議員（8 番 木戸 勝正君） 発議第 2 号、福智町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。福智町議会議員定数削減特別委員会で審議した結果、削減数を決定したことに伴い、本条例の一部を改正するものです。議案書の 2 ページ、新旧対照表をごらんください。条例第 29 号の改正は、地方自治法、昭和 22 年法律第 67 号第 91 条の第 1 項の規定に基づき、福智町議会議員の定数を現行の 18 から 17 で定めるものです。以上で提案理由の説明を終わります。議員の皆様におかれましては、慎重審議を賜り、御賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論の方はございませんか。はい。高津議員。

○議員（13 番 高津 鶴己君） はい、13 番高津です。私は、この条例改正について反対討論をいたします。定数見直し、いわゆる削減の特別委員会は、令和 5 年 9 月、全議員で立ち上げて、4 回委員会を開催しております。3 回目ではほぼ決まりかけておったんですけども、いろいろ異論が出て、3 回目で決まりませんでした。私は近隣市町村、特に福岡市近郊だとか、あるいは、西日本新聞にも載ってございましたけれども、荏田町 4 万人近く、3 万 7,000 人で 16 名の議員定数であります。そういったところと比較すると、福智町の議員 18 名は多過ぎるということで、

せめて2ないし3は削減すべきだと思っておりました。いろんな特別委員会では、私は3名削減を主張しました。それは1つには議長の権威をといいますか、議長の重みを増すためには、偶数ではなくて奇数のほうが望ましいと。それで考えておりましたことから、3名減をずっと主張しておりましたけれども、去る9月4日の全員協議会というか、特別委員会で1名減ということで、12名の方々が賛成したということでありました。いろいろ聞きますと、いろいろ意見があったの、1名削減ということで、うごめいた方もおられたと。いうことでもありますし、ぜひ私の反対意見の後ですね賛成意見ということで、1名削減の理由というのをぜひ発表していただきたいと思います。町民にとっては、1名削減では納得がいかず、2ないし3、という声は私は多いんじゃないかと思います。そういったことから今回1名削減したとしても、町民からさらに削減せいという声上がることは目に見えております。そういったことで、今回の条例改正には反対します。ぜひ1名削減ということで、手を挙げた方でも、気が変わればですね、本条例改正について、反対していただきたいと強く思っております。以上です。

○議長（皆川 高司君） ほかにございませんか。賛成討論かたおりませんか。小松議員。

○議員（7番 小松 繁信君） 賛成します。どういうことかといいますと、18名そろった中でですね、これは委員会で決定されたことです。それをそのままここに挙げて反対するっちゃうこと自体ですね、本来おかしいと思います。協議会等でですね、全員協議会等で決めたんであればですね、ここで反対賛成出してもいいんでしょうけども、これはもう委員会でも決定されたことです。その分を今回上げてますからですね。その中で再度ここで数のですね、議論すること自体、本来私はおかしいと思います。

○議長（皆川 高司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） ほかにないようですので討論を終わります。これより採決します。本案について、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川 高司君） 本日の日程は全て終了し、今定例会に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定により、これをもちまして、令和6年第3回福智町議会定例会を閉会します。

午前10時14分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員